

ご契約内容について 詳細は、「契約概要」をご確認ください。

「医療保険 EVER Prime」 (主契約)

- 契約年齢
終身払：0歳～満85歳
60歳払済：0歳～満55歳 65歳払済：0歳～満60歳
2年払済、10年払済：0歳～満85歳
- 保険期間
終身
- 入院給付金支払限度
60日型・120日型

- 保険料払込方法
月払・半年払・年払・前納
※前納は終身払・60歳払済・65歳払済の場合、お選びいただけません。
- 入院給付金日額
5,000円(満40歳以上の方は3,000円)～20,000円(1,000円単位)

▼ 特約・特則については、お取扱いが異なります。詳細は、「契約概要」をご確認ください。

- お申込みの際には、この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」を必ずご確認ください。
- 「ご契約のしおり・約款」にはご契約に伴う大切なことがらが掲載されていますので必ずご一読いただきますよう、お願いいたします。
- 「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」は大切に保管してください。

- 今回の保険契約募集に関する三井住友銀行とお客さまとの取引が、三井住友銀行におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。
- 給付金などをお受取りになる事由が発生した場合には、アフラックまでご連絡ください。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの苦情・相談・照会などのご連絡先

◇保険に関する苦情・相談・照会などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

アフラック
コールセンター **0120-555-027**

- 商品内容・ご契約前のお手続きに関するお問い合わせ (月～金曜日:9:00～19:00 土日祝日:9:00～17:00 年末年始は除く)
- ご契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情 (月～金および第2・4土曜日:9:00～17:00 祝日・年末年始は除く)

◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな苦情・相談・照会をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ、お申し込みは
<募集代理店>



◎この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」にある保険料および保障内容などは、2022年4月1日現在のものです。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります。)

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



No.B21A207 22.04(新) 821A207 AF提金ツ-2021-0059 2月4日



⚠ はお客さまにとくにご確認ください
いただきたい項目です。

2022年4月版

パンフレット・契約概要・
注意喚起情報・その他重要事項

保障が充実。 なのに、ムダがない医療保険。



健康な方はもちろん、“健康に不安がある方”もお申込みいただけます。

- ◇ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」のほか、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◇ご契約に際しては、保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(保障の対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申込みください。

この商品はアフラックを引受保険会社とする医療保険(生命保険)です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象外となります。

募集代理店



引受保険会社



商品の特長

保障内容について

男性
女性
保険料表

ご契約後のサービス・
健康に不安のある方へ

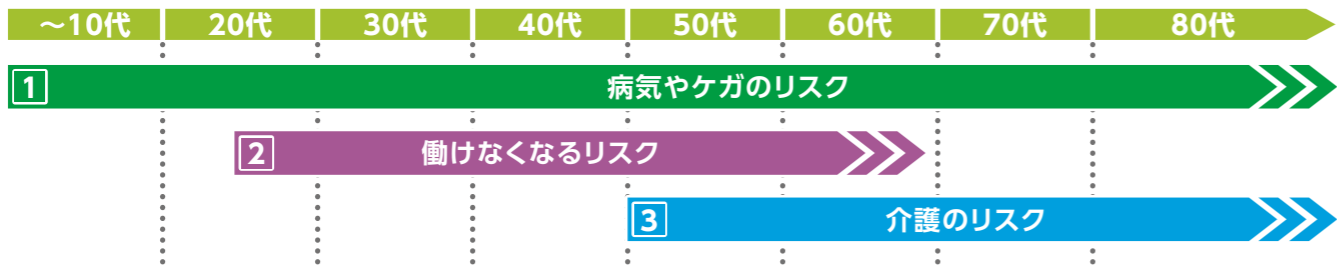
契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

Q & A

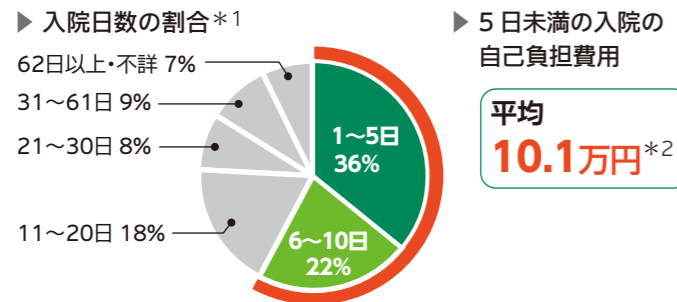
アフラックなら、ライフステージの変化にあわせてその時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく最適な保障を備えることができます。



1 病気やケガのリスク

入院

入院は短期化の傾向にありますが、短期の入院でもまとまった費用がかかる場合があります。

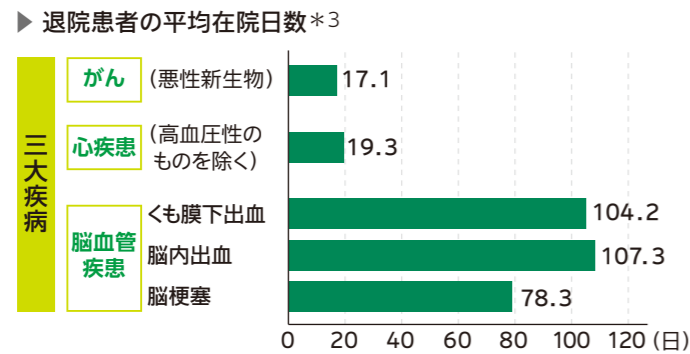


平均 **10.1万円***2

短期の入院でも**10日分**

10日未満の入院（日帰り入院を含む）でも、**一律10日分**の入院給付金をお受取りいただけます。

三大疾病は長期間の入院が必要となる場合があります。

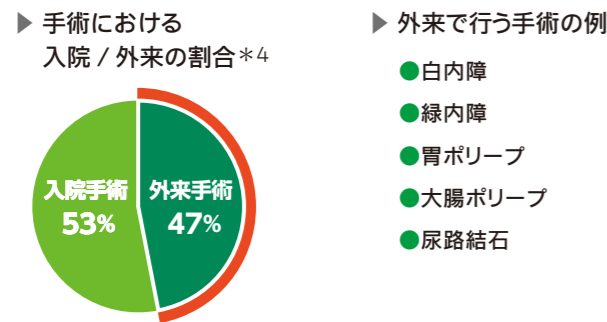


三大疾病による入院を**日数無制限**で保障

三大疾病による入院を**日数無制限**で保障します。再発や長期にわたる治療が必要となる場合も保障が続くので安心です。<三大疾病無制限入院特約>を付加した場合

手術

手術全体のうち、**外来手術が約半数**を占めています。

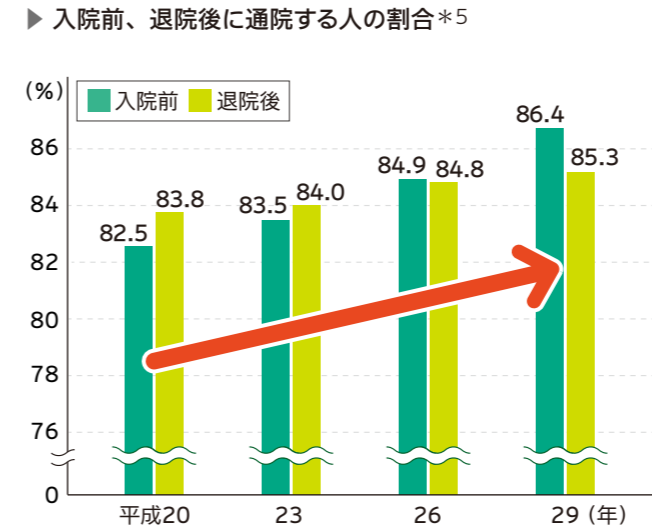


外来手術も入院手術と同額で保障

入院中の手術はもちろん、**外来手術も同額**で保障します。「外来手術増額特約」を付加した場合

通院

近年、**入院前の通院**が退院後の通院より多くなっています。



入院前・外来手術前の通院も保障

特約
入院前後の通院はもちろん、**外来手術・放射線治療前後**の通院も保障します。<通院特約>を付加した場合

三大疾病・生活習慣病

三大疾病は、日本人の死亡原因の**約半数***6を占めています。

三大疾病とは…

がん(悪性新生物)

- 胃がん 大腸がん
- 肺がん 肝臓がん
- 乳がん など

心疾患

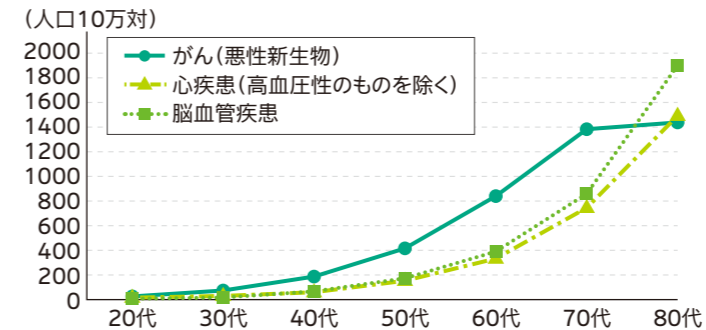
- 急性心筋梗塞 狭心症
- 心筋症 不整脈
- 心不全 など

脳血管疾患

- くも膜下出血 脳内出血
- 脳梗塞 など

三大疾病のリスクは**40代以降**高まります。

三大疾病の受療率*7



三大疾病の保障を上乗せ

特約

三大疾病一時金特約

三大疾病保険料払込免除特約

生活習慣病が改善せず、病状が悪化した場合、**さまざまなリスク**があります。

生活習慣病が改善せず、病状が悪化した場合の例



特定の生活習慣病(肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症)の保障を上乗せ

特約

特定生活習慣病保障特約

※支払事由については、**契約概要 P.29~37**をご確認ください。

*1 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成
*2 (公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

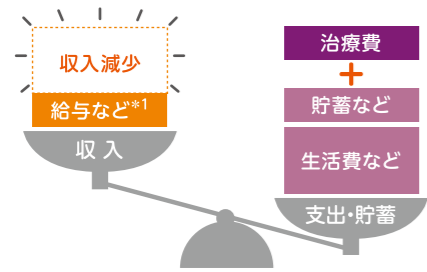
*3 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成
*4 厚生労働省「平成30年 社会医療診療行為別統計」をもとにアフラック作成

*5 厚生労働省「平成20、23、26、29年 患者調査」をもとにアフラック作成
*6 厚生労働省「平成30年人口動態統計(確定数)の概況」

*7 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成

2 働けなくなるリスク

働けない状態が続くと収入は減少しますが、その間も生活に必要な支出は続きます。



たとえば、5.5カ月間*2 休職した場合にかかる生活費は約100万円です。

▶ 休職期間と生活費の平均値

休職期間は約5.5カ月*2 × 1カ月あたりの生活費は約19万円 = 休職期間の生活費は約104万円

食費、光熱・水道費の合計*3 約99,200円 住宅ローン返済額*3 約91,800円

※障害が残った場合など、休職期間はさらに長引く場合があります。
※公的保障(傷病手当金や障害年金など)を受けることができる場合があります。

病気やケガで働けなくなった場合の当面の生活費をサポート!

特約

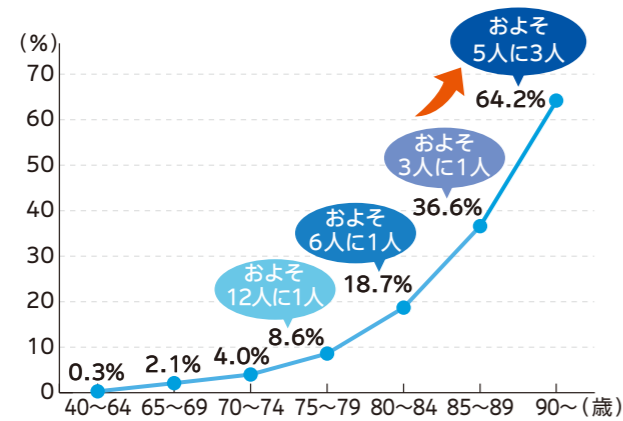
就労所得保障一時金特約

精神疾患保障一時金特約

3 介護のリスク

年齢とともに介護のリスクは高まります。

▶ 公的介護保険の介護サービスの認定者数の人口に占める割合(年齢階級別)*4



介護が必要になった人の約4人に1人*5は「認知症」です。

▶ 介護が必要になった主な原因の構成割合(対象:要介護2~5)*5

第1位 認知症 24.9%

第2位 脳血管疾患(脳卒中含む) 21.0%

第3位 高齢による衰弱 11.5%

要介護状態になったら、さまざまな費用がかかります。

▶ 介護費用の例

一時費用の合計(住宅改造や介護用ベッドの購入など) 平均 約69万円*6 ※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

介護が必要になった場合の経済的負担をサポート!

特約

介護一時金特約

認知症介護一時金特約

※支払事由については、契約概要 P.29~37)をご確認ください。

*1 給与以外に、公的保障(傷病手当金や障害年金など)が含まれる場合もあります。
*2 平成30年度 全国健康保険協会「現金給付受給者状況調査報告」の傷病手当金の平均支給期間より
*3 総務省統計局「2019年家計調査(家計収支編)調査結果」(https://www.stat.go.jp/data/kakei/2.html)

*4 厚生労働省「平成30年 人口動態統計」および厚生労働省「介護給付費等実態統計月報(平成30年12月審査分)」をもとにアフラック作成
*5 厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」よりアフラック算出(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」※過去3年間に介護経験がある方を対象

入院給付金日額は5,000円から20,000円の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。ご希望にあわせて特約・特則を付加できます。

主契約

- 入院
- 手術
- 放射線治療

がんを含む病気・ケガの入院や、手術・放射線治療をしっかりと保障します。

5~6ページ



ご希望にあわせて特約・特則を付加できます。

- 通院特約 通院への備え
- 三大疾病無制限入院特約 三大疾病による長期入院への備え
- 総合先進医療特約 先進医療への備え
- 女性疾病入院特約 女性専用 女性特定疾病への備え
- 女性特定手術特約 女性専用 女性特定手術への備え
- 特定生活習慣病保障特約 生活習慣病への備え
- 三大疾病一時金特約 三大疾病になったときの一時金への備え
- 入院一時金特約 入院一時金への備え
- 介護一時金特約 介護への備え
- 認知症介護一時金特約 認知症による介護への備え
- 就労所得保障一時金特約 働けなくなったときの一時金への備え
- 精神疾患保障一時金特約 精神疾患で働けなくなったときの備え

5~10ページ

- 三大疾病 保険料払込免除特約 三大疾病になったときの保険料への備え
- 健康祝金特則 支払条件に該当した場合、3年ごとに健康祝金が支払われます。

医療保険 EVER Prime (以下、「EVER Prime」という)の保障内容について



医療保険
EVER Prime
 保険期間:終身
 入院給付金日額:10,000円・5,000円の場合
 入院給付金日額の限度:5,000円(満40歳以上の方は3,000円)~20,000円(1,000円単位)
 外来手術増額特則:あり
 入院給付金支払限度:60日型(120日型もあります)

⚠️ ●支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件など、詳細は23~57ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
 ●保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。

				入院給付金日額 10,000円		入院給付金日額 5,000円		保険期間
医療保険 EVER Prime 主契約	医療保険無解約払戻金2020	入院	病気・ケガの治療を目的として入院したとき 1回の入院につき60日まで(120日型は120日まで)	疾病入院給付金 災害入院給付金	10日以内の場合 一律10日分 10万円	10日以内の場合 一律10日分 5万円	一生 涯 保 障	10年
		手術	特定手術や外来・入院による手術を受けたとき 回数無制限 (一連の手術については14日間に1回を限度)	手術給付金 特定手術: がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など 外来手術 入院手術 (特定手術を除く)	1回につき 40万円	1回につき 20万円		
		放射線治療	病気・ケガの治療を目的として放射線治療を受けたとき 入院しなくても60日に1回を限度 回数無制限	放射線治療給付金	1回につき 10万円	1回につき 5万円		
特約	通院特約 2020	通院	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的として通院したとき(往診を含む) 入院・外来手術・放射線治療前60日から、退院・外来手術・放射線治療後120日の間で30日まで	疾病通院給付金 災害通院給付金	1日につき 10,000円 (通院給付金日額10,000円の場合)	1日につき 5,000円 (通院給付金日額5,000円の場合)		

さらに、「EVER Prime」には以下の特約・特則を付加していただくことができます。

三大疾病無制限入院特約

総合先進医療特約

女性専用
女性疾病入院特約

女性専用
女性特定手術特約

特定生活習慣病保障特約

三大疾病一時金特約

入院一時金特約

介護一時金特約

認知症介護一時金特約

就労所得保障一時金特約

精神疾患保障一時金特約

三大疾病保険料払込免除特約

🎁 健康祝金特則

詳細は7~10ページへ

●特約・特則のみのお申込みはできません。●<三大疾病保険料払込免除特約>を中途付加することはできません。●入院給付金日額は、アフラックの基準により通算限度額を定めており、契約年齢、ご職業などによっては5,000円となる場合があります。(がん保険は除く。)たとえば「未就学のお子さま」については入院給付金日額5,000円となります。

商品の特長

保障内容について

男性

保険料表

女性

ご契約後のサービス・健康に不安のある方へ

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

Q&A

特約の保障内容

- ❗ <女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始、および<三大疾病一時金特約>のがん(悪性新生物)の保障開始には、3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。
- 支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件、先進医療など、詳細は23~57ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
 - 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。なお、<女性疾病入院特約>は保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した女性特定疾病」が保障の対象となります。
 - 特約のみのお申込みはできません。

三大疾病無制限入院特約 三大疾病による長期入院に備えておきたい方に

三大疾病無制限入院特約	三大疾病無制限入院給付金	三大疾病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)の治療を目的として疾病入院給付金・災害入院給付金の支払限度日数を超える入院をしたとき 日数無制限	1日につき 入院給付金日額と同額	保険期間 終身
-------------	--------------	--	-------------------------	------------

総合先進医療特約 先進医療に備えておきたい方に

総合先進医療特約	先進医療給付金	病気・ケガで先進医療を受けたとき	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額 (通算2,000万円まで)	保険期間 10年満期(自動更新)*
----------	---------	------------------	--	----------------------

* 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新については、[契約概要 P.39~41](#) をご確認ください。

女性疾病入院特約 女性特定疾病に備えておきたい方に **女性専用**

女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	女性特定疾病の治療を目的として入院したとき 1回の入院につき60日まで(120日型は120日まで)	1日につき 5,000円	保険期間 終身
----------	-----------	--	---------------------	------------

女性特定手術特約 女性特定手術に備えておきたい方に **女性専用**

女性特定手術特約	女性特定手術給付金	病気・ケガの治療を目的として乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	1回につき 20万円	保険期間 10年満期(自動更新)*
	乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき	1回につき 50万円	

* 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新については、[契約概要 P.39~41](#) をご確認ください。

特定生活習慣病保障特約 特定生活習慣病に備えておきたい方に

特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保障給付金	特定の生活習慣病(肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全または糖尿病の合併症)の入院・手術などを受けたとき 第1回:1回限り/第2回以降第5回まで*:4回まで	1回につき 30万円~200万円 10,000円の場合	保険期間 終身
		入院給付金日額	1回につき 30万円~100万円 5,000円の場合	

* 第2回以降第5回までは特約給付金額の50%をお支払いします。

三大疾病一時金特約 三大疾病の備えを充実させたい方に

三大疾病一時金特約	三大疾病一時金	つぎのいずれかで所定の状態に該当したとき ●がん(悪性新生物) ●急性心筋梗塞・脳卒中 ●心疾患・脳血管疾患(急性心筋梗塞・脳卒中を除く) 1年に1回を限度/回数無制限	1回につき 30万円~200万円 10,000円の場合	保険期間 終身
		入院給付金日額	1回につき 30万円~100万円 5,000円の場合	

入院一時金特約 入院時の諸費用に一時金を備えておきたい方に

入院一時金特約	入院一時金	主契約の入院給付金が支払われる入院をしたとき 回数無制限*	1回の入院につき 3万円 ~ 10万円	保険期間 終身
		1回の入院につき	3万円 ~ 10万円	

* 複数回入院した場合で、それらの入院が1回の入院とみなされるときは、1回分のみお支払いします。

介護一時金特約 介護で発生する初期費用に備えておきたい方に

介護一時金特約	介護一時金	つぎのいずれかに該当したとき ①要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日以上継続したとき ③認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	1回限り 30万円 ~ 500万円	保険期間 終身
		1回限り	30万円 ~ 500万円	

でご契約いただけます。

認知症介護一時金特約 認知症による介護で発生する初期費用に備えておきたい方に

認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	1回限り 30万円 ~ 500万円	保険期間 終身
		1回限り	30万円 ~ 500万円	

でご契約いただけます。

商品の特長

保障内容について

男性

女性

ご契約後のサービス・健康に不安のある方へ

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

Q&A

- <三大疾病保険料払込免除特約>の**がん(悪性新生物)**の保障開始には、3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。
- 支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件など、詳細は23~57ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
- 特約・特則のみのお申込みはできません。

就労所得保障一時金特約 働けなくなった場合の当面の生活費に備えておきたい方に

就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	就労困難状態A に該当し、その状態が60日継続したと医師によって診断されたとき ※詳細は、10ページ、 契約概要 P.33 をご確認ください。	保険期間 60歳満期 65歳満期 70歳満期
		1回限り 30万円 ~ 200万円 でご契約いただけます。	

▼ <就労所得保障一時金特約>は、精神障害や妊娠・出産などにより就労困難状態Aに該当した場合はお支払いの対象とはなりません。

精神疾患保障一時金特約 所定の精神疾患で働けなくなった場合の当面の生活費に備えておきたい方に

精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金	所定の精神疾患を原因として 就労困難状態B に該当し、その状態が60日継続したと医師によって診断されたとき ※詳細は、10ページ、 契約概要 P.34 をご確認ください。	保険期間 60歳満期 65歳満期 70歳満期
		1回限り 30万円 ~ 100万円 でご契約いただけます。	

▼ <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申込みいただく場合に限り付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約 三大疾病になったときの保険料のお払込みが心配な方に

三大疾病保険料払込免除特約	保険料払込免除	保険料のお払込みが免除になる場合
		<ul style="list-style-type: none"> ● がん(悪性新生物)の場合:がんと診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の場合:治療を目的として手術または入院をしたとき ● 心疾患・脳血管疾患(急性心筋梗塞・脳卒中を除く)の場合:治療を目的として手術または継続10日以上入院をしたとき

以後の保険料はいただきません。
(保障は継続します。)

健康祝金特則 支払条件に該当した場合、3年ごとに健康祝金が支払われます

健康祝金特則	健康祝金	健康祝金支払判定期間*中に継続10日以上主契約の入院給付金のお支払いがなく、3年ごとの健康祝金支払基準日に生存しているとき				
		<table border="1"> <tr> <td>入院給付金日額10,000円の場合</td> <td>3年ごとに</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>入院給付金日額5,000円の場合</td> <td>3年ごとに</td> <td>2.5万円</td> </tr> </table>	入院給付金日額10,000円の場合	3年ごとに	5万円	入院給付金日額5,000円の場合
入院給付金日額10,000円の場合	3年ごとに	5万円				
入院給付金日額5,000円の場合	3年ごとに	2.5万円				

* 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。
※「健康祝金特則」を付加した場合、主契約の一部となるため、保険料払込期間は主契約と同一です。ただし、健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日までとなります。「健康祝金特則」の中途解約はできません。

就労所得保障一時金・精神疾患保障一時金の支払事由について

就労所得保障一時金は、**就労困難状態A** に該当し、その状態が60日継続した場合に支払われます。

お支払いの対象となる **就労困難状態A** とは、被保険者が病気またはケガなどにより、右記の①入院や②在宅療養(a)(b)(c)いずれかに該当する状態をいいます。被保険者が **就労困難状態A** に該当したか否かはアフラック所定の診断書などを用いて医師が証明した内容を確認して判断します。**それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。**

- 1 入院**
医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
 - 2 在宅療養**
 - (a) 医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し、自宅などからの外出が困難な状態
- ⚠ 病院への通院など必要最低限の外出を除き、医師により活動範囲が自宅などに制限されている状態となります。それまで従事していた仕事ができなくても、医師による治療が終了している場合や医学的にみて自宅などからの外出が可能である場合には、お支払いの対象になりません。
- (b) 所定の特定障害状態に該当した状態
※特定障害状態とは、国民年金法で定める障害等級1級または2級に相当する状態としてアフラックが定めた状態をいいます。
 - (c) 国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態
- ※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます。

⚠ お支払いできない例 男性 53歳(受傷時) 職業:会社員(営業)

転倒により右足を骨折し、30日間入院。退院後も、ギプスで右足を固定しており、受傷後60日を超えてもギプスが外れず、営業の仕事に復帰できませんでした。しかし松葉杖を使えば外出でき、通院以外の目的でも日常的に外出が可能な状態でした。



上記の例における退院後の期間は **就労困難状態A** には該当しないため、お支払いの対象にはなりません。

精神疾患保障一時金は、所定の精神疾患を原因として **就労困難状態B** に該当し、その状態が60日継続した場合に支払われます。

お支払いの対象となる **就労困難状態B** とは、被保険者が所定の精神疾患により、右記の①②③いずれかに該当する状態をいいます。被保険者が **就労困難状態B** に該当したか否かはアフラック所定の診断書などを用いて医師が証明した内容を確認して判断します。**それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。**

- 1 入院**
医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
- 2 国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態**
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害等級1級または2級に認定された状態**

月払保険料表(個別取扱)
(口座振替料率)

入院給付金日額：5,000円
入院給付金支払限度：60日型
外来手術増額特別：あり

- 2022年4月1日現在の保険料となります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
- 保険料のお払込方法については **契約概要 P.39~41** をご確認ください。

- 特約をご希望の場合は、主契約の保険料に特約の保険料を追加してください。
- 健康状態によっては、記載の保険料と異なる割増した保険料でお引受けする場合があります。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。



入院給付金日額10,000円の場合や下記以外の保険料などについては、募集代理店またはアフラックまでお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、23~46ページ「契約概要」をご確認ください。

保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、<総合先進医療特約>は10年、<就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>は60歳)

三大疾病保険料払込免除特約 **あり**

契約日の満年齢	主契約*1		特約									
	健康祝金特則なし	健康祝金特則あり	通院特約	三大疾病無制限入院特約	総合先進医療特約	特定生活習慣病保障特約	三大疾病一時金特約	入院一時金特約	介護一時金特約	認知症介護一時金特約	就労所得保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約*2
			通院給付金日額5,000円の場合	入院給付金日額と同額		特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額5万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合
0歳	895円	1,585円	295円	65円	102円	165円	615円	360円	-	-	-	-
1	905	1,600	300	70	102	165	635	365	-	-	-	-
2	920	1,615	305	70	102	170	655	370	-	-	-	-
3	950	1,645	310	70	102	175	675	375	-	-	-	-
4	965	1,660	315	75	102	180	695	380	-	-	-	-
5	980	1,675	325	75	102	185	720	385	-	-	-	-
6	1,000	1,700	330	80	102	190	740	395	-	-	-	-
7	1,025	1,725	335	80	102	195	765	400	-	-	-	-
8	1,050	1,750	345	80	102	200	790	405	-	-	-	-
9	1,075	1,775	355	85	102	205	815	410	-	-	-	-
10	1,095	1,795	360	85	102	215	840	420	-	-	-	-
11	1,115	1,815	370	90	102	220	865	425	-	-	-	-
12	1,155	1,860	380	90	102	225	895	430	-	-	-	-
13	1,180	1,885	390	95	102	235	925	440	-	-	-	-
14	1,200	1,905	395	95	102	240	960	450	-	-	-	-
15	1,235	1,940	405	100	102	245	995	460	-	-	-	-
16	1,260	1,965	415	105	102	255	1,030	465	-	-	-	-
17	1,300	2,010	425	105	102	265	1,065	475	-	-	-	-
18	1,325	2,035	435	110	102	270	1,105	485	265円	175円	535円	190円
19	1,360	2,070	445	115	103	280	1,145	495	275	180	550	195
20	1,380	2,095	455	120	103	290	1,180	500	285	185	560	195
21	1,430	2,145	465	120	103	300	1,225	510	290	190	570	195
22	1,460	2,175	480	125	103	310	1,270	520	300	195	585	195
23	1,505	2,225	490	130	103	320	1,315	530	310	205	600	200
24	1,540	2,260	500	135	103	335	1,365	545	320	210	615	200
25	1,590	2,310	515	140	103	345	1,420	560	330	215	630	200
26	1,640	2,365	530	145	103	360	1,475	575	340	225	645	200
27	1,685	2,415	550	150	104	370	1,525	590	350	230	665	205
28	1,740	2,470	565	155	104	385	1,590	605	360	240	685	205
29	1,800	2,530	585	160	104	400	1,655	625	375	245	705	205
30	1,860	2,595	605	165	104	420	1,720	640	385	255	725	205
31	1,915	2,650	625	170	105	435	1,790	670	400	265	745	210
32	1,980	2,720	645	175	105	455	1,860	700	415	275	765	210
33	2,055	2,800	665	185	106	475	1,940	730	430	285	790	210
34	2,120	2,865	690	195	106	495	2,020	765	445	295	815	215
35	2,200	2,945	715	200	107	510	2,110	800	465	305	840	215
36	2,270	3,020	740	210	107	535	2,195	835	485	320	870	220
37	2,360	3,110	765	220	108	555	2,290	875	500	335	900	220
38	2,445	3,200	790	230	108	580	2,390	920	520	345	935	225
39	2,535	3,295	820	240	109	605	2,495	965	540	360	970	225
40	2,620	3,380	845	255	110	635	2,605	1,015	565	380	1,010	230
41	2,765	3,530	880	265	111	660	2,780	1,070	590	395	1,050	230
42	2,905	3,675	915	280	112	690	2,960	1,125	615	415	1,095	235
43	3,060	3,830	950	290	113	720	3,155	1,185	645	435	1,140	240
44	3,230	4,005	985	305	114	755	3,365	1,250	675	455	1,185	245
45	3,400	4,180	1,025	325	115	790	3,585	1,320	710	475	1,235	250
46	3,585	4,365	1,100	340	117	820	3,815	1,395	745	495	1,270	250
47	3,780	4,565	1,170	360	118	855	4,070	1,475	780	520	1,305	250
48	4,015	4,805	1,255	380	120	895	4,340	1,560	820	550	1,345	255
49	4,230	5,020	1,350	400	121	935	4,620	1,650	860	580	1,390	255
50	4,485	5,280	1,450	420	123	980	4,920	1,750	905	610	1,440	255
51	4,740	5,540	1,520	445	125	1,025	5,195	1,820	955	645	1,480	255
52	5,040	5,840	1,605	470	127	1,070	5,490	1,900	1,010	680	1,535	260
53	5,340	6,145	1,690	495	129	1,115	5,800	1,980	1,070	720	1,605	260
54	5,680	6,490	1,785	520	131	1,160	6,130	2,070	1,130	765	1,685	260
55	6,030	6,835	1,875	555	133	1,210	6,470	2,150	1,190	810	1,785	270
56	6,400	7,210	1,975	585	135	1,260	6,830	2,245	1,265	855	-	-
57	6,805	7,620	2,085	620	137	1,315	7,210	2,340	1,340	910	-	-
58	7,240	8,050	2,190	655	139	1,370	7,605	2,445	1,425	965	-	-
59	7,695	8,510	2,310	695	141	1,425	8,020	2,545	1,510	1,030	-	-
60	8,180	8,995	2,430	735	143	1,480	8,445	2,650	1,605	1,095	-	-
61	8,680	9,485	2,525	775	145	1,530	8,895	2,760	1,715	1,175	-	-
62	9,210	10,020	2,625	815	147	1,590	9,360	2,870	1,835	1,265	-	-
63	9,780	10,590	2,725	855	149	1,645	9,845	2,990	1,965	1,365	-	-
64	10,375	11,170	2,825	900	151	1,700	10,345	3,110	2,105	1,470	-	-
65	11,005	11,800	2,930	945	152	1,755	10,845	3,225	2,255	1,580	-	-
66	11,435	12,230	3,030	995	154	1,805	11,355	3,350	2,435	1,710	-	-
67	11,880	12,650	3,125	1,045	155	1,860	11,880	3,470	2,630	1,845	-	-
68	12,320	13,090	3,230	1,100	156	1,920	12,405	3,600	2,840	1,995	-	-
69	12,780	13,545	3,325	1,150	157	1,970	12,940	3,730	3,080	2,155	-	-
70	13,225	13,960	3,420	1,210	157	2,020	13,475	3,850	3,330	2,340	-	-
71	13,670	14,400	3,505	1,270	157	2,065	14,005	3,980	3,585	2,535	-	-
72	14,110	14,835	3,585	1,330	157	2,105	14,535	4,105	3,860	2,750	-	-
73	14,550	15,230	3,660	1,395	157	2,135	15,065	4,225	4,160	2,985	-	-
74	15,000	15,675	3,730	1,465	157	2,165	15,610	4,355	4,490	3,245	-	-
75	15,465	16,135	3,800	1,525	156	2,190	16,185	4,480	5,020	3,540	-	-
76	15,950	16,565	3,875	1,600	156	2,215	16,785	4,620	5,435	3,865	-	-
77	16,450	17,060	3,945	1,675	155	2,235	17,430	4,760	5,905	4,230	-	-
78	16,980	17,580	4,015	1,755	155	2,255	18,115	4,905	6,420	4,640	-	-
79	17,510	18,040	4,085	1,830	154	2,260	18,830	5,060	7,000	5,090	-	-
80	18,060	18,585	4,150	1,905	153	2,255	19,570	5,205	7,635	5,595	-	-
81	18,620	19,135	4,220	1,980	151	2,240	20,335	5,365	8,330	6,150	-	-
82	19,210	19,625	4,295	2,050	150	2,205	21,110	5,520	9,090	6,775	-	-
83	19,825	20,235	4,370	2,120	148	2,155	21,925	5,690	9,925	7,465	-	-
84	20,480	20,885	4,445	2,180	147	2,110	22,815	5,855	10,820	8,240	-	-
85	21,155	21,410	4,530	2,250	145	2,070	23,785	6,035	11,770	9,100	-	-

*1 主契約は、疾病入院給付金・災害入院給付金、手術給付金(外来手術増額特別)および放射線治療給付金の保障となります。(健康祝金特則を付加した場合は、健康祝金も含まれます。) *2 <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みに限り付加できます。



保険料についてご確認いただきたいこと <総合先進医療特約>は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日時時点の被保険者の

満年齢・保険料率によって決まります。

商品の特長
保障内容について
男性
女性
保険料表
ご契約後のサービスへ
健康に不安のある方へ
契約概要
注意喚起情報
その他重要事項
Q & A

月払保険料表(個別取扱)

(口座振替料率)
入院給付金日額：5,000円
入院給付金支払限度：60日型
外来手術増額特則：あり

●2022年4月1日現在の保険料となります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
●保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
●保険料のお払込方法については **契約概要 P.39~41** をご確認ください。

●特約をご希望の場合は、主契約の保険料に特約の保険料を追加してください。
●健康状態によっては、記載の保険料と異なる割増した保険料でお引受けする場合があります。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

⚠ 入院給付金日額10,000円の場合や下記以外の保険料などについては、募集代理店またはアフラックまでお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、23~46ページ「契約概要」をご確認ください。

保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、<総合先進医療特約>は10年、<就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>は60歳)

三大疾病保険料払込免除特約 **なし**

契約日の満年齢	主契約*1		特約									
	健康祝金特則なし	健康祝金特則あり	通院特約	三大疾病無制限入院特約	総合先進医療特約	特定生活習慣病保障特約	三大疾病一時金特約	入院一時金特約	介護一時金特約	認知症介護一時金特約	就労所得保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約*2
			通院給付金日額5,000円の場合	入院給付金日額と同額		特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額5万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合
0歳	815円	1,465円	270円	60円	99円	155円	560円	335円	-	-	-	-
1歳	830	1,475	275	60	99	160	575	340	-	-	-	-
2歳	840	1,485	280	65	99	165	590	345	-	-	-	-
3歳	850	1,495	280	65	99	165	605	345	-	-	-	-
4歳	870	1,515	285	65	99	165	625	350	-	-	-	-
5歳	885	1,530	290	70	99	170	640	355	-	-	-	-
6歳	900	1,545	300	70	99	175	660	360	-	-	-	-
7歳	920	1,565	305	70	99	180	680	365	-	-	-	-
8歳	940	1,585	310	75	99	185	700	370	-	-	-	-
9歳	955	1,600	315	75	99	190	720	375	-	-	-	-
10歳	970	1,610	325	75	99	195	740	380	-	-	-	-
11歳	995	1,635	330	80	99	200	765	385	-	-	-	-
12歳	1,015	1,655	335	80	99	205	790	390	-	-	-	-
13歳	1,030	1,670	345	85	99	210	810	395	-	-	-	-
14歳	1,060	1,700	350	85	99	215	830	400	-	-	-	-
15歳	1,075	1,710	355	90	99	220	860	405	-	-	-	-
16歳	1,095	1,730	365	90	99	225	885	415	-	-	-	-
17歳	1,125	1,760	370	95	99	235	915	420	-	-	-	-
18歳	1,145	1,780	375	95	99	240	945	425	230円	150円	500円	180円
19歳	1,165	1,795	385	100	99	245	975	430	235	155	510	180
20歳	1,200	1,830	390	100	99	255	1,005	440	245	160	520	180
21歳	1,215	1,845	400	105	99	260	1,035	445	250	165	535	180
22歳	1,240	1,870	410	110	99	270	1,070	455	255	165	545	185
23歳	1,270	1,900	420	110	99	280	1,100	460	265	165	560	185
24歳	1,295	1,925	430	115	99	285	1,135	470	270	170	570	185
25歳	1,335	1,960	440	120	99	295	1,170	480	275	175	585	185
26歳	1,365	1,990	450	120	99	305	1,205	490	285	180	600	185
27歳	1,395	2,020	460	125	99	315	1,250	495	295	185	615	185
28歳	1,425	2,045	470	130	99	325	1,290	505	300	190	630	190
29歳	1,460	2,080	485	135	99	340	1,335	520	310	195	650	190
30歳	1,500	2,120	495	140	99	350	1,380	530	320	205	665	190
31歳	1,540	2,155	505	145	99	360	1,425	550	330	210	685	190
32歳	1,585	2,200	520	150	99	375	1,475	570	340	215	705	190
33歳	1,635	2,250	530	155	99	390	1,520	595	350	220	725	195
34歳	1,675	2,285	545	160	99	400	1,570	615	360	230	745	195
35歳	1,725	2,335	560	165	99	415	1,625	640	370	235	770	195
36歳	1,765	2,375	575	165	99	430	1,680	665	385	245	795	200
37歳	1,820	2,425	590	170	99	445	1,740	690	395	250	820	200
38歳	1,870	2,475	610	175	99	460	1,800	720	410	260	850	200
39歳	1,925	2,530	625	185	99	480	1,855	750	425	270	880	205
40歳	1,985	2,585	645	190	99	495	1,920	780	440	280	915	205
41歳	2,070	2,665	660	200	99	505	2,030	815	455	290	950	210
42歳	2,160	2,755	680	205	99	525	2,140	845	470	300	985	210
43歳	2,245	2,835	700	215	99	545	2,260	880	490	310	1,030	215
44歳	2,345	2,935	720	225	99	560	2,385	920	505	325	1,070	220
45歳	2,445	3,035	740	235	99	580	2,515	960	525	335	1,115	220
46歳	2,545	3,125	785	240	99	600	2,650	1,005	545	350	1,145	225
47歳	2,660	3,240	825	255	99	625	2,790	1,050	565	365	1,175	225
48歳	2,765	3,345	875	265	99	645	2,940	1,100	590	380	1,210	225
49歳	2,895	3,465	925	275	99	665	3,100	1,150	615	395	1,250	230
50歳	3,025	3,595	985	290	99	690	3,260	1,200	640	415	1,300	230
51歳	3,165	3,735	1,025	300	99	710	3,405	1,235	670	430	1,340	230
52歳	3,320	3,880	1,065	315	99	735	3,550	1,275	700	450	1,395	235
53歳	3,475	4,035	1,110	330	99	755	3,710	1,315	735	475	1,460	235
54歳	3,650	4,205	1,150	345	99	780	3,870	1,355	770	495	1,535	240
55歳	3,825	4,370	1,200	360	99	805	4,040	1,395	805	515	1,635	245
56歳	4,010	4,555	1,250	375	99	825	4,215	1,435	840	540	-	-
57歳	4,215	4,760	1,300	395	99	850	4,400	1,480	885	570	-	-
58歳	4,440	4,975	1,355	415	99	875	4,595	1,520	930	600	-	-
59歳	4,655	5,185	1,410	435	99	900	4,790	1,570	980	630	-	-
60歳	4,895	5,425	1,470	455	99	930	5,000	1,620	1,035	665	-	-
61歳	5,145	5,660	1,505	475	99	955	5,215	1,670	1,095	710	-	-
62歳	5,405	5,920	1,550	495	99	980	5,440	1,720	1,160	755	-	-
63歳	5,675	6,185	1,595	510	99	1,000	5,675	1,770	1,235	805	-	-
64歳	5,965	6,465	1,640	535	99	1,025	5,920	1,820	1,315	860	-	-
65歳	6,280	6,775	1,690	560	99	1,055	6,170	1,880	1,405	920	-	-
66歳	6,470	6,965	1,735	585	99	1,080	6,430	1,940	1,505	990	-	-
67歳	6,685	7,165	1,785	610	99	1,105	6,705	2,000	1,620	1,060	-	-
68歳	6,910	7,390	1,830	640	99	1,135	6,990	2,065	1,750	1,145	-	-
69歳	7,135	7,610	1,875	670	99	1,155	7,280	2,130	1,885	1,230	-	-
70歳	7,370	7,825	1,925	705	99	1,180	7,585	2,195	2,045	1,330	-	-
71歳	7,605	8,060	1,970	735	99	1,205	7,905	2,260	2,200	1,440	-	-
72歳	7,855	8,305	2,020	775	99	1,230	8,235	2,335	2,380	1,560	-	-
73歳	8,110	8,535	2,065	810	99	1,250	8,580	2,410	2,570	1,695	-	-
74歳	8,370	8,795	2,110	850	99	1,270	8,950	2,480	2,790	1,845	-	-
75歳	8,655	9,075	2,150	890	99	1,285	9,340	2,560	3,120	2,015	-	-
76歳	8,945	9,335	2,195	935	99	1,305	9,760	2,645	3,395	2,200	-	-
77歳	9,255	9,640	2,240	985	99	1,320	10,220	2,730	3,705	2,410	-	-
78歳	9,570	9,955	2,285	1,035	99	1,330	10,720	2,820	4,055	2,645	-	-
79歳	9,905	10,245	2,335	1,085	99	1,335	11,255	2,915	4,435	2,905	-	-
80歳	10,265	10,600	2,385	1,135	99	1,340	11,830	3,020	4,870	3,195	-	-
81歳	10,645	10,980	2,440	1,180	99	1,335	12,450	3,125	5,360	3,525	-	-
82歳	11,060	11,330	2,495	1,235	99	1,325	13,115	3,240	5,895	3,890	-	-
83歳	11,495	11,765	2,560	1,285	99	1,300	13,830	3,360	6,485	4,300	-	-
84歳	11,955	12,220	2,625	1,335	99	1,280	14,610	3,480	7,135	4,760	-	-
85歳	12,445	12,615	2,695	1,390	99	1,265	15,470	3,615	7,830	5,270	-	-

*1 主契約は、疾病入院給付金・災害入院給付金、手術給付金(外来手術増額特則)および放射線治療給付金の保障となります。(健康祝金特則を付加した場合は、健康祝金も含まれます。) *2 <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みたい場合に限り付加できます。

⚠ 保険料についてご確認くださいこと <総合先進医療特約>は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日時時点の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。

商品の特長
保障内容について
男性
女性
ご契約後のサービス
健康に不安のある方へ
契約概要
注意喚起情報
その他重要事項
Q & A

月払保険料表(個別取扱)

(口座振替料率)
入院給付金日額：5,000円
入院給付金支払限度：60日型
外来手術増額特別：あり

- 2022年4月1日現在の保険料となります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
- 保険料のお払込方法については **契約概要 P.39~41** をご確認ください。

- 特約をご希望の場合は、主契約の保険料に特約の保険料を追加してください。
- 健康状態によっては、記載の保険料と異なる割増した保険料でお引受けする場合があります。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。



入院給付金日額10,000円の場合や下記以外の保険料などについては、募集代理店またはアフラックまでお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、23~46ページ「契約概要」をご確認ください。

保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、<総合先進医療特約> <女性特定手術特約> は10年、<就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約> は60歳)

三大疾病保険料払込免除特約 **あり**

契約日の満年齢	主契約*1		特約											
	健康祝金特則なし	健康祝金特則あり	通院特約	三大疾病無制限入院特約	総合先進医療特約	女性疾病入院特約	女性特定手術特約	特定生活習慣病保障特約	三大疾病一時金特約	入院一時金特約	介護一時金特約	認知症介護一時金特約	就労所得保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約*2
			通院給付金日額5,000円の場合	入院給付金日額と同額				特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額5万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合
0歳	935円	1,625円	330円	85円	102円	190円	-	105円	505円	390円	-	-	-	-
1	965	1,655	335	85	102	195	-	105	520	395	-	-	-	-
2	980	1,670	340	90	102	200	-	105	535	400	-	-	-	-
3	1,000	1,695	350	90	102	205	-	110	555	410	-	-	-	-
4	1,035	1,725	355	95	102	210	-	110	570	415	-	-	-	-
5	1,055	1,750	365	95	102	215	-	115	585	425	-	-	-	-
6	1,080	1,775	375	100	102	225	-	115	605	430	-	-	-	-
7	1,110	1,805	385	105	102	230	-	120	625	440	-	-	-	-
8	1,130	1,825	390	105	102	235	-	120	645	450	-	-	-	-
9	1,150	1,845	400	110	102	245	-	125	665	460	-	-	-	-
10	1,195	1,890	415	110	102	250	-	125	685	465	-	-	-	-
11	1,215	1,915	425	115	102	260	-	130	705	480	-	-	-	-
12	1,245	1,945	435	120	102	270	-	130	730	490	-	-	-	-
13	1,285	1,985	445	125	102	275	-	135	755	495	-	-	-	-
14	1,315	2,015	460	125	102	285	-	140	780	510	-	-	-	-
15	1,355	2,060	470	130	103	295	101円	140	805	520	-	-	-	-
16	1,385	2,085	485	135	103	305	104	145	825	535	-	-	-	-
17	1,420	2,125	495	140	103	315	109	150	855	545	-	-	-	-
18	1,460	2,165	505	145	103	325	114	150	885	560	335円	235円	820円	200円
19	1,500	2,205	515	150	103	335	121	155	920	570	345	245	840	200
20	1,545	2,255	530	155	103	345	128	160	950	585	355	250	865	200
21	1,580	2,290	545	160	104	355	137	165	980	600	365	260	890	200
22	1,625	2,335	560	165	104	365	146	165	1,015	610	375	270	920	200
23	1,660	2,370	575	165	104	375	157	170	1,045	625	390	280	950	205
24	1,705	2,420	595	170	104	385	167	175	1,080	640	400	285	980	205
25	1,755	2,470	610	175	104	390	179	180	1,120	650	410	295	1,000	205
26	1,790	2,505	625	185	105	400	192	185	1,150	660	425	305	1,025	205
27	1,825	2,545	645	190	105	405	205	190	1,195	670	440	315	1,040	205
28	1,865	2,585	665	195	106	410	219	195	1,235	680	455	330	1,050	210
29	1,900	2,625	680	205	106	410	236	205	1,280	690	470	340	1,060	210
30	1,930	2,660	700	210	107	415	257	210	1,325	695	485	355	1,070	210
31	1,965	2,690	715	220	107	415	282	215	1,375	715	495	365	1,080	210
32	2,010	2,740	735	230	108	415	310	225	1,420	730	515	380	1,090	215
33	2,035	2,770	755	240	109	415	344	230	1,470	750	530	395	1,100	215
34	2,080	2,815	775	250	109	415	379	240	1,515	765	550	410	1,105	215
35	2,110	2,850	795	260	110	415	418	250	1,570	785	570	425	1,115	215
36	2,160	2,900	815	270	111	415	454	255	1,620	805	590	440	1,125	215
37	2,200	2,940	830	280	112	420	492	265	1,675	825	615	460	1,130	220
38	2,245	2,990	855	290	113	425	531	275	1,730	850	635	480	1,140	220
39	2,295	3,045	875	305	114	430	563	285	1,790	875	660	495	1,150	220
40	2,350	3,095	900	315	114	435	587	295	1,840	905	685	515	1,165	225
41	2,445	3,190	925	330	115	445	603	310	1,940	940	715	535	1,185	225
42	2,535	3,285	950	345	116	450	610	320	2,045	975	740	555	1,215	230
43	2,635	3,380	975	355	117	465	609	330	2,150	1,015	770	580	1,255	230
44	2,735	3,485	1,000	370	117	475	602	340	2,260	1,055	800	605	1,290	235
45	2,850	3,600	1,025	390	118	485	590	355	2,370	1,100	830	630	1,325	235
46	2,970	3,715	1,080	405	118	495	572	365	2,480	1,145	860	660	1,340	235
47	3,095	3,840	1,140	420	119	505	549	375	2,600	1,190	900	690	1,355	235
48	3,220	3,970	1,195	440	119	520	519	390	2,720	1,240	935	720	1,375	240
49	3,365	4,105	1,265	460	119	535	493	400	2,840	1,295	975	755	1,395	240
50	3,510	4,250	1,335	480	120	550	472	415	2,970	1,355	1,020	790	1,425	240
51	3,675	4,420	1,385	495	120	565	470	425	3,075	1,395	1,065	820	1,455	240
52	3,840	4,570	1,435	520	121	585	472	440	3,185	1,435	1,115	860	1,495	240
53	4,030	4,765	1,485	545	121	600	479	455	3,300	1,475	1,160	905	1,555	245
54	4,220	4,960	1,540	570	122	620	489	470	3,425	1,515	1,215	950	1,625	250
55	4,420	5,145	1,600	595	123	640	500	485	3,550	1,565	1,275	1,000	1,715	260
56	4,645	5,375	1,660	625	123	665	515	495	3,685	1,615	1,340	1,055	-	-
57	4,880	5,610	1,730	655	124	685	534	510	3,830	1,665	1,410	1,110	-	-
58	5,135	5,850	1,795	690	125	710	557	530	3,980	1,720	1,480	1,165	-	-
59	5,420	6,140	1,865	725	126	735	581	545	4,140	1,775	1,555	1,235	-	-
60	5,705	6,425	1,940	765	126	760	608	560	4,310	1,830	1,645	1,305	-	-
61	6,000	6,700	1,995	805	127	785	604	580	4,485	1,890	1,745	1,385	-	-
62	6,320	7,025	2,055	840	128	815	599	595	4,670	1,955	1,845	1,470	-	-
63	6,675	7,385	2,115	890	129	840	593	615	4,870	2,025	1,965	1,560	-	-
64	7,040	7,725	2,170	940	130	870	587	635	5,075	2,095	2,090	1,660	-	-
65	7,435	8,125	2,230	995	131	900	579	655	5,285	2,160	2,225	1,770	-	-
66	7,700	8,390	2,290	1,050	131	935	570	675	5,505	2,235	2,390	1,885	-	-
67	7,970	8,630	2,355	1,110	132	970	560	695	5,740	2,315	2,570	2,015	-	-
68	8,270	8,935	2,420	1,170	133	1,005	549	715	5,980	2,395	2,775	2,150	-	-
69	8,565	9,230	2,475	1,245	133	1,040	536	740	6,230	2,475	2,995	2,310	-	-
70	8,870	9,500	2,535	1,320	134	1,080	523	760	6,490	2,560	3,240	2,480	-	-
71	9,185	9,815	2,595	1,405	134	1,120	-	785	6,760	2,650	3,485	2,670	-	-
72	9,510	10,145	2,655	1,490	135	1,160	-	805	7,050	2,740	3,765	2,875	-	-
73	9,850	10,435	2,705	1,585	135	1,205	-	825	7,355	2,830	4,075	3,110	-	-
74	10,205	10,795	2,760	1,695	135	1,250	-	845	7,675	2,925	4,415	3,365	-	-
75	10,560	11,155	2,810	1,810	135	1,300	-	870	8,015	3,025	4,960	3,645	-	-
76	10,930	11,465	2,865	1,935	136	1,350	-	890	8,375	3,125	5,405	3,960	-	-
77	11,310	11,845	2,920	2,080	136	1,405	-	910	8,765	3,235	5,905	4,315	-	-
78	11,730	12,270	2,975	2,235	136	1,460	-	925	9,195	3,350	6,470	4,710	-	-
79	12,155	12,625	3,025	2,415	136	1,515	-	945	9,650	3,460	7,110	5,140	-	-
80	12,600	13,075	3,080	2,620	136	1,580	-	965	10,130	3,585	7,825	5,625	-	-
81	13,085	13,560	3,130	2,850	136	1,645	-	985	10,645	3,715	8,640	6,155	-	-
82	13,605	13,975	3,190	3,120	135	1,720	-	1,010	11,205	3,850	9,550	6,745	-	-
83	14,165	14,540	3,245	3,450	135	1,800	-	1,035	11,820	4,000	10,585	7,400	-	-
84	14,735	15,115	3,305	3,785	134	1,880	-	1,060	12,465	4,145	11,730	8,110	-	-
85	15,355	15,885	3,375	4,140	134	1,965	-	1,085	13,155	4,305	13,000	8,875	-	-

*1 主契約は、疾病入院給付金・災害入院給付金、手術給付金(外来手術増額特別)および放射線治療給付金の保障となります。(健康祝金特則を付加した

月払保険料表(個別取扱)

(口座振替料率)
入院給付金日額：5,000円
入院給付金支払限度：60日型
外来手術増額特別：あり

- 2022年4月1日現在の保険料となります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
- 保険料のお払込方法については **契約概要 P.39~41** をご確認ください。

- 特約をご希望の場合は、主契約の保険料に特約の保険料を追加してください。
- 健康状態によっては、記載の保険料と異なる割増した保険料でお引受けする場合があります。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。



入院給付金日額10,000円の場合や下記以外の保険料などについては、募集代理店またはアフラックまでお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、23~46ページ「契約概要」をご確認ください。

保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、<総合先進医療特約> <女性特定手術特約> は10年、<就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約> は60歳)

三大疾病保険料払込免除特約 **なし**

契約日の満年齢	主契約*1		特約											
	健康祝金特約なし	健康祝金特約あり	通院特約	三大疾病無制限入院特約	総合先進医療特約	女性疾病入院特約	女性特定手術特約	特定生活習慣病保障特約	三大疾病一時金特約	入院一時金特約	介護一時金特約	認知症介護一時金特約	就労所得保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約*2
			通院給付金日額5,000円の場合	入院給付金日額と同額				特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額5万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合
0歳	860円	1,505円	300円	80円	99円	175円	-	95円	455円	360円	-	-	-	-
1	875	1,520	305	80	99	175	-	95	470	365	-	-	-	-
2	895	1,540	310	80	99	180	-	100	480	370	-	-	-	-
3	905	1,550	320	85	99	185	-	100	495	375	-	-	-	-
4	920	1,560	325	85	99	190	-	100	505	380	-	-	-	-
5	945	1,585	330	90	99	195	-	105	515	390	-	-	-	-
6	965	1,605	335	90	99	200	-	105	530	395	-	-	-	-
7	980	1,620	345	95	99	205	-	105	545	400	-	-	-	-
8	1,010	1,650	350	95	99	215	-	110	560	405	-	-	-	-
9	1,025	1,665	360	100	99	220	-	110	575	415	-	-	-	-
10	1,055	1,690	370	100	99	225	-	110	595	420	-	-	-	-
11	1,075	1,710	375	105	99	230	-	115	610	430	-	-	-	-
12	1,105	1,740	385	105	99	240	-	115	630	440	-	-	-	-
13	1,125	1,755	395	110	99	245	-	120	645	445	-	-	-	-
14	1,150	1,780	405	110	99	250	-	120	665	455	-	-	-	-
15	1,180	1,810	415	115	99	260	98円	125	685	465	-	-	-	-
16	1,205	1,835	425	120	99	265	100	125	705	475	-	-	-	-
17	1,235	1,865	430	120	99	275	104	130	725	485	-	-	-	-
18	1,265	1,895	440	125	99	280	109	130	750	495	285円	195円	760円	185円
19	1,295	1,920	450	130	99	290	115	135	770	500	295	200	780	185
20	1,315	1,940	460	130	99	300	121	140	795	510	300	205	805	185
21	1,355	1,980	470	135	99	305	129	140	815	520	310	215	820	185
22	1,375	1,995	485	140	99	315	138	145	835	530	320	220	845	185
23	1,400	2,020	495	145	99	320	148	150	860	535	325	225	875	185
24	1,430	2,050	500	150	99	325	158	150	885	545	335	230	900	185
25	1,460	2,075	515	155	99	330	168	155	910	555	345	240	920	185
26	1,490	2,105	525	160	99	335	179	160	935	560	355	245	940	190
27	1,505	2,125	540	165	99	340	190	165	965	565	365	255	950	190
28	1,525	2,140	550	165	99	340	202	165	990	570	375	260	960	190
29	1,560	2,175	560	170	99	340	217	165	1,020	575	385	270	965	190
30	1,570	2,185	575	175	99	340	234	170	1,050	580	395	280	975	190
31	1,590	2,200	585	180	99	340	256	175	1,080	590	410	285	980	190
32	1,615	2,225	600	185	99	340	283	180	1,115	600	420	295	990	190
33	1,630	2,240	610	195	99	335	312	185	1,145	610	435	305	995	190
34	1,660	2,265	620	200	99	335	345	190	1,175	620	445	315	1,000	195
35	1,680	2,290	635	205	99	330	380	200	1,205	635	460	325	1,010	195
36	1,695	2,305	645	215	99	330	413	205	1,240	645	475	340	1,010	195
37	1,730	2,335	660	220	99	330	447	210	1,275	660	490	350	1,015	195
38	1,755	2,360	675	230	99	335	484	215	1,310	680	500	365	1,025	195
39	1,780	2,385	690	240	99	335	512	225	1,345	695	520	375	1,035	195
40	1,815	2,415	705	245	99	340	534	230	1,380	715	535	390	1,045	200
41	1,865	2,465	720	255	99	340	548	240	1,450	735	555	405	1,070	200
42	1,930	2,530	735	265	99	350	554	245	1,515	760	575	420	1,095	205
43	2,005	2,595	750	275	99	355	551	255	1,590	785	595	435	1,130	205
44	2,080	2,670	765	285	99	360	543	260	1,665	815	620	455	1,155	210
45	2,160	2,750	785	295	99	370	530	270	1,745	840	640	470	1,190	210
46	2,245	2,830	820	310	99	375	512	275	1,815	870	665	490	1,205	215
47	2,320	2,905	860	320	99	385	490	285	1,900	905	695	505	1,225	215
48	2,405	2,990	905	335	99	395	461	295	1,985	940	720	530	1,245	215
49	2,505	3,080	950	345	99	405	436	300	2,070	980	750	550	1,270	215
50	2,600	3,175	1,000	360	99	415	415	310	2,160	1,020	780	575	1,305	220
51	2,715	3,290	1,035	375	99	425	412	320	2,230	1,045	815	605	1,335	220
52	2,825	3,390	1,065	390	99	435	412	330	2,305	1,070	845	630	1,380	220
53	2,945	3,510	1,100	410	99	450	417	340	2,385	1,100	885	660	1,440	225
54	3,075	3,640	1,140	425	99	460	424	350	2,465	1,130	925	690	1,510	230
55	3,225	3,780	1,175	445	99	475	432	360	2,545	1,155	965	725	1,595	240
56	3,365	3,920	1,215	465	99	490	444	370	2,635	1,185	1,010	765	-	-
57	3,520	4,075	1,255	485	99	500	459	380	2,735	1,220	1,060	805	-	-
58	3,690	4,230	1,300	505	99	515	479	390	2,830	1,255	1,115	840	-	-
59	3,870	4,410	1,345	530	99	530	499	400	2,935	1,290	1,170	885	-	-
60	4,060	4,600	1,395	555	99	545	522	410	3,045	1,325	1,230	935	-	-
61	4,240	4,765	1,425	580	99	565	518	420	3,155	1,365	1,300	990	-	-
62	4,465	4,990	1,460	610	99	580	514	430	3,280	1,405	1,380	1,050	-	-
63	4,675	5,200	1,495	640	99	600	510	445	3,410	1,445	1,465	1,110	-	-
64	4,915	5,420	1,530	675	99	620	506	455	3,540	1,485	1,550	1,175	-	-
65	5,160	5,665	1,565	710	99	640	501	465	3,685	1,530	1,650	1,250	-	-
66	5,325	5,830	1,605	750	99	660	495	480	3,825	1,580	1,770	1,335	-	-
67	5,510	6,000	1,645	790	99	685	490	495	3,980	1,630	1,900	1,425	-	-
68	5,695	6,185	1,680	830	99	705	483	500	4,145	1,680	2,050	1,520	-	-
69	5,880	6,370	1,720	880	99	730	476	515	4,315	1,735	2,210	1,630	-	-
70	6,080	6,545	1,760	930	99	755	469	530	4,495	1,790	2,390	1,750	-	-
71	6,290	6,755	1,795	990	99	785	-	545	4,690	1,840	2,575	1,880	-	-
72	6,505	6,970	1,825	1,050	99	810	-	560	4,890	1,900	2,780	2,030	-	-
73	6,710	7,140	1,860	1,120	99	840	-	575	5,105	1,965	3,010	2,190	-	-
74	6,955	7,390	1,895	1,185	99	870	-	590	5,340	2,030	3,265	2,375	-	-
75	7,185	7,620	1,930	1,270	99	905	-	605	5,590	2,095	3,660	2,575	-	-
76	7,430	7,820	1,965	1,360	99	940	-	620	5,855	2,160	3,995	2,800	-	-
77	7,690	8,085	2,000	1,460	99	975	-	630	6,150	2,230	4,375	3,055	-	-
78	7,970	8,365	2,035	1,565	99	1,015	-	645	6,470	2,310	4,795	3,330	-	-
79	8,255	8,595	2,070	1,690	99	1,055	-	655	6,810	2,390	5,280	3,640	-	-
80	8,560	8,905	2,110	1,830	99	1,100	-	670	7,185	2,470	5,820	3,985	-	-
81	8,885	9,230	2,140	2,000	99	1,150	-	685	7,585	2,560	6,430	4,370	-	-
82	9,235	9,505	2,180	2,190	99	1,195	-	700	8,030	2,655	7,120	4,785	-	-
83	9,625	9,900	2,220	2,420	99	1,250	-	720	8,515	2,755	7,900	5,250	-	-
84	10,020	10,300	2,265	2,660	99	1,310	-	740	9,040	2,860	8,770	5,750	-	-
85	10,450	10,620	2,315	2,915	99	1,375	-	755	9,620	2,975	9,735	6,300	-	-

*1 主契約は、疾病入院給付金・災害入院給付金、手術給付金(外来手術増額特別)および放射線治療給付金の保障となります。(健康祝金特約を付加した

場合は、健康祝金も含まれます。) *2 <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みに限り付加できます。



保険料についてご確認ください <総合先進医療特約> <女性特定手術特約> は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更

新日時点の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。



健康や医療・介護に関する相談、病気やケガをしたとき
の不安や悩みなどを幅広くサポートします。



健康や医療に関する相談をしたい

オンライン医療相談 サービス

相談料 **無料**

提供：(株)メディカルノート

【ご利用できる方】 ご契約者さま

専門医を中心とした医療チームに、病気や身体に関するさまざまな悩みを月10回まで無料でご相談いただけます。一つのご相談に対しては**何度でも追加質問**ができますので、納得のいくまでご相談が可能です。
※法人契約の場合や、ご契約を解約した場合は、本サービスはご利用いただけません。

24時間健康電話相談 サービス

相談料・通話料*1 **無料**

*1 携帯電話の場合は通話料がかかります
提供：(株)ウェルネス医療情報センター

【ご利用できる方】 ご契約者さまと そのご家族

健康や医療に関するご相談に看護師などの医療専門スタッフ(医師を除く)が、**24時間365日**お電話でお応えします。



専門のお医者さんを探したい

医師の紹介およびセカンド
オピニオン受診費用*2 **無料**

*2 検査や治療などにかかる費用はご利用者さま負担
提供：(株)法研

【ご利用できる方】 被保険者さま

セカンドオピニオン サービス

ベストドクターズ®・サービス

優秀な医師*3の紹介を受け、**診断や治療方針・方法**などについてのセカンドオピニオンを求めることができます。

治療を目的とした 専門医紹介サービス

ベストドクターズ・サービス

医師同士の相互評価で一定の評価を得た**優秀な医師*3**をご紹介します。

Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。 *3 登録されている医師は約6,500名(2020年3月現在)



こころの悩みについて相談したい

相談料*4・通話料 **無料**

*4 医師との面談にかかる費用はご利用者さま負担
提供：(株)保健同人社

【ご利用できる方】 被保険者さま

メンタルヘルス 電話相談サービス

こころの悩みや不安に対するご相談に**医師や心理専門相談員**がお電話でお応えします。

メンタルヘルス 面談サービス

全国約180カ所*5の提携機関にて、**医師や心理専門相談員**による面談をご利用できます。

※心理専門相談員への相談は1年間に5回まで無料*4です。
6回目以降は有料となります。(4月1日～翌年3月31日までの期間を1年間とします。)

*5 2020年8月現在



介護に関する相談をしたい

相談料・通話料*6 **無料**

*6 携帯電話の場合は通話料がかかります
提供：(株)ウェルネス医療情報センター

【ご利用できる方】 ご契約者さまとそのご家族

介護 電話相談サービス

公的介護保険の詳細や**ホームヘルパーの依頼先**など、介護に関するご相談に専門スタッフが**お応え**します。

ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)メディカルノート、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 対象の医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。対象の医療保険のご契約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。

- これらのサービスは2022年1月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/iryosoudansupport.html>をご確認ください。

「医療保険 EVER Prime」は、健康に不安がある方もお申込みいただける医療保険です。

「特別保険料率に関する特則」は満20歳から満85歳まで付加いただけます。
※契約内容により異なります。

このような理由で「医療保険に入れない」と思っていないませんか？


- 持病・既往症がある
- 以前、入院・手術をしたことがある
- 現在、病気で通院し、薬も飲んでいる

「医療保険 EVER Prime」は健康に不安があり医療保険の加入をあきらめていた方もお引受けできる場合があります。

<お引受けの条件>

- 一部の身体の部位や病気、状態を保障しない*1
- 保険料の割増し*2

*1 「特別条件特則」を付加してお引受けする場合
*2 「特別保険料率に関する特則」を付加してお引受けする場合



たとえば

このような方もお引受けできる場合があります。

割増された保険料をお払いいただく「特別保険料率に関する特則」を付加して、ご契約をお引受けできる場合があります。ただし、被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

糖尿病で治療中の方（2年以内の入院や合併症がない場合）

慢性気管支炎をお持ちの方（2年以内の入院がない場合）

C型肝炎で通院中の方（2年以内の入院がない場合）

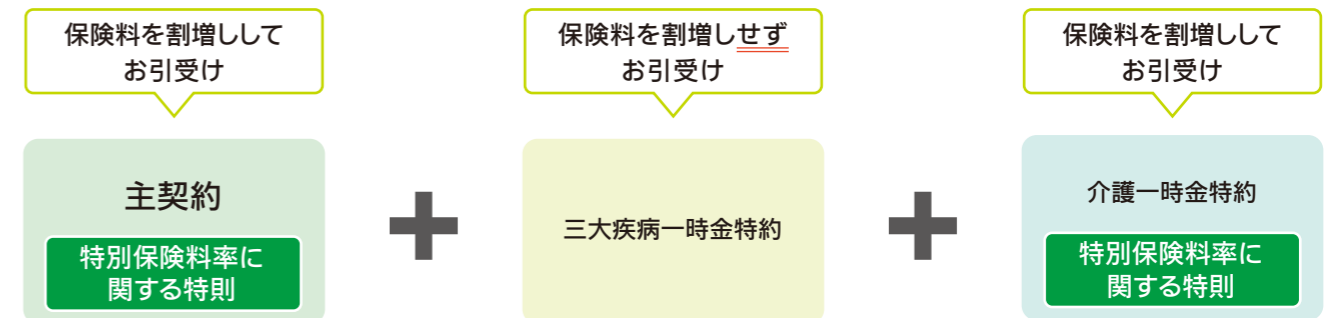
※上記のお引受けの可能性のある例について、2年以内の入院や合併症などがない場合でも、入院歴や診療状況などによっては、お引受けできない場合があります。

※上記の例は、2022年4月1日現在のものであり、「特別保険料率に関する特則」を付加してご契約いただける条件は、今後変更となる可能性があります。



お客様の健康状態にあわせて、主契約・特約ごとに合理的な保険料を設定します。

<ご契約例>



※「特別保険料率に関する特則」が付加可能な特約については、「契約概要 02 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）P.26～28」をご確認ください。

※「特別保険料率に関する特則」が付加される場合、お申込みの際にご確認いただいた保険料合計額とご契約いただく保険料合計額は異なる場合があります。

お手続きについて

「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」が付加されたご契約をお引受けする場合、お申込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申込みのご意向を確認させていただきます。ご案内の内容やお手続きなどの詳細については、アフラックへお問い合わせください。



- 現在入院中の方、入院・手術をすすめている方はご契約をお申込みいただけません。
 - 健康状態・今までの病歴・ご職業・すでにご契約されているアフラックの保険との通算などにより、ご契約をお引受けできない場合があります。
- ※詳細は23～46ページの「契約概要」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

特長
2

保険料払込期間・保険料払込方法をお選びいただけます。

保険料払込期間	保険料払込方法
<ul style="list-style-type: none"> 終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済 10年払済 	<ul style="list-style-type: none"> 月払 半年払 年払 前納

▶▶ 保険料払込期間について、詳細は **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** [P.26~28] をご確認ください。
▶▶ 保険料払込方法について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など** [P.39~41] をご確認ください。

特長
3

ニーズにあわせて特約・特則を付加できます。

主契約に下記の特約・特則を付加して、保障を充実させることができます。

通院特約[2020]	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的として通院したとき、給付金をお支払いします。
三大疾病無制限入院特約[2020]	三大疾病(用語)の治療を目的として疾病入院給付金・災害入院給付金の支払限度日数を超える入院をしたとき、給付金をお支払いします。
総合先進医療特約[2012]	先進医療を受けたとき、給付金をお支払いします。
女性疾病入院特約[2020]	女性特定疾病により入院したとき、給付金をお支払いします。
女性特定手術特約	女性特定手術を受けたとき、給付金をお支払いします。
特定生活習慣病保障特約	特定の生活習慣病で入院・手術などを受けたとき、給付金をお支払いします。
三大疾病一時金特約[2020]	三大疾病で所定の状態に該当したとき、一時金をお支払いします。(1年に1回を限度、回数無制限)
入院一時金特約[2020]	主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき、給付金をお支払いします。
介護一時金特約	つぎのいずれかに該当したとき、一時金をお支払いします。 ①要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日以上継続したとき ③認知症による要介護状態が90日以上継続したとき
認知症介護一時金特約	認知症による要介護状態が90日以上継続したとき、一時金をお支払いします。
就労所得保障一時金特約	就労困難状態Aに該当し、その状態が60日継続したと医師によって診断されたとき、一時金をお支払いします。
精神疾患保障一時金特約	所定の精神疾患を原因として就労困難状態Bに該当し、その状態が60日継続したと医師によって診断されたとき、一時金をお支払いします。
三大疾病保険料払込免除特約[2020]	三大疾病で所定の状態に該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
健康祝金特則	健康祝金支払期間中に所定の条件に該当したとき、健康祝金をお支払いします。

次ページへ続く▶

もくじ

P.23~46

01 「医療保険 EVER Prime」の特長・しくみ	23
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	26
03 給付金のお支払いなど	29
04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金	38
05 保険料のお払込方法・特約の更新など	39
06 保険料お払込みの流れ	42
07 保険料に関する留意事項	44
08 お引受けの条件	45

契約概要で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、特にご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

01 「医療保険 EVER Prime」の特長・しくみ

特長

1

病気(がんを含む)・ケガを一生涯保障します。

病気(がんを含む)・ケガによる入院や手術、放射線治療の給付金をお支払いします。
日帰り入院(用語)など短期の入院や、入院・外来手術・放射線治療前後の通院*についても給付金をお支払いします。
* <通院特約>を付加した場合

用語

●「日帰り入院」とは
入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

用語

●「三大疾病」とは
がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患をいいます。

しくみ

「医療保険 EVER Prime」(以下「EVER Prime」という)に付加できる特約の一部の保障開始には、所定の **待ち期間** があります。

- ▶▶ **待ち期間** について、詳細は **注意喚起情報 P.50** をご確認ください。
- ▶▶ **自動更新** について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など P.39~41** をご確認ください。

主契約・特約・特則名称	給付金など	保険期間
主契約 医療保険 [無解約払戻金2020]	疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金	終身
プラス ニーズにあわせて特約・特則を付加できます		
通院特約 [2020]	疾病通院給付金 災害通院給付金	終身
三大疾病無制限入院特約 [2020]	三大疾病 無制限入院給付金	終身
総合先進医療特約 [2012]	先進医療給付金	10年満期 自動更新
女性疾病入院特約 [2020]	女性疾病入院給付金	終身
女性特定手術特約	女性特定手術給付金 乳房再建給付金	乳房に関する保障 待ち期間 10年満期 自動更新
特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病 保障給付金	終身
三大疾病一時金特約 [2020]	三大疾病一時金	がんの保障 待ち期間 終身
入院一時金特約 [2020]	入院一時金	終身
介護一時金特約	介護一時金	終身
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	終身
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	60歳満期 65歳満期 70歳満期
精神疾患保障一時金特約*1	精神疾患保障一時金	60歳満期 65歳満期 70歳満期
三大疾病保険料 払込免除特約[2020]*2	保険料払込免除	がんの保障 待ち期間
健康祝金特則*3	健康祝金	

*1 <就労所得保障一時金特約>と同時にお申込みいただく場合に限り付加できます。
 *2 ご契約時にのみ付加できます。
 *3 「健康祝金特則」を付加した場合、主契約の一部となるため、保険料払込期間は主契約と同一です。ただし、健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日 **用語** までとなります。「健康祝金特則」の中途解約はできません。

用語

●「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容は下記のとおりです。保険料払込期間によって契約年齢が異なります。
 ▶▶ 保険料払込期間については、**05 保険料のお払込方法・特約の更新など P.39~41** をあわせてご確認ください。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
医療保険 EVER Prime	[主契約] 医療保険[無解約払戻金2020]*1	終身	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	0歳~満85歳

*1 入院給付金支払限度は60日型または120日型からお選びいただけます。
 ▶▶ 特約の自動更新について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など P.39~41** をご確認ください。

<付加できる特約・特則>
 各特約・特則の契約年齢は、主契約の保険料払込期間によって異なります。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	主契約 保険料払込期間	契約年齢
通院特約	通院特約 [2020]	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
三大疾病無制限 入院特約	三大疾病無制限 入院特約 [2020]	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
総合先進医療特約	総合先進医療特約 [2012]	10年*2*3	10年*3	終身払	0歳~満85歳
				60歳払済	0歳~満55歳
				65歳払済	0歳~満60歳
				2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
女性疾病入院特約	女性疾病入院特約 [2020]	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
女性特定手術特約	女性特定手術特約	10年*2*3	10年*3	終身払	満15歳~満70歳
				60歳払済	満15歳~満55歳
				65歳払済	満15歳~満60歳
				2年払済	満15歳~満70歳
			10年払済	満15歳~満70歳	
特定生活習慣病 保障特約	特定生活習慣病 保障特約	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約 [2020]	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
入院一時金特約	入院一時金特約 [2020]	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳

*2 自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。
 *3 つぎの場合、ご契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。
 ①主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済の場合で、保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき
 ②主契約の保険料払込期間が2年払済のとき

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	主契約 保険料払込期間	契約年齢
介護一時金特約	介護一時金特約	終身	終身払	終身払	満18歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	満18歳～満55歳
			65歳払済	65歳払済	満18歳～満60歳
			2年払済	2年払済	満18歳～満85歳
			10年払済	10年払済	満18歳～満85歳
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金特約	終身	終身払	終身払	満18歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	満18歳～満55歳
			65歳払済	65歳払済	満18歳～満60歳
			2年払済	2年払済	満18歳～満85歳
			10年払済	10年払済	満18歳～満85歳
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金特約	60歳満期	60歳	終身払 60歳払済	満18歳～満55歳
			2年払済	2年払済	満18歳～満55歳
			10年払済	10年払済	満18歳～満50歳
			65歳	終身払 65歳払済	満18歳～満60歳
			2年払済	2年払済	満18歳～満60歳
			10年払済	10年払済	満18歳～満55歳
		65歳満期*1	70歳	終身払	満18歳～満65歳
			2年払済	2年払済	満18歳～満65歳
			10年払済	10年払済	満18歳～満60歳
			70歳満期*1	2年払済	2年払済
		10年払済	10年払済	満18歳～満60歳	
		精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約	60歳満期	60歳
2年払済	2年払済				満18歳～満55歳
10年払済	10年払済				満18歳～満50歳
65歳	終身払 65歳払済				満18歳～満60歳
2年払済	2年払済				満18歳～満60歳
10年払済	10年払済				満18歳～満55歳
65歳満期*1	70歳			終身払	満18歳～満65歳
	2年払済			2年払済	満18歳～満65歳
	10年払済			10年払済	満18歳～満60歳
	70歳満期*1			2年払済	2年払済
10年払済	10年払済			満18歳～満60歳	
三大疾病保険料払込免除特約	三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕			主契約の保険料払込期間と同一*2	—
		—	60歳払済		0歳～満55歳
		—	65歳払済		0歳～満60歳
		—	2年払済		0歳～満85歳
		—	10年払済		0歳～満85歳
健康祝金特則	健康祝金特則	主契約と同一*3	—	終身払	0歳～満85歳
			—	60歳払済	0歳～満55歳
			—	65歳払済	0歳～満60歳
			—	2年払済	0歳～満85歳
			—	10年払済	0歳～満85歳

※「外来手術増額特則」「入院手術・放射線治療増額特則」の保険期間、保険料払込期間、契約年齢は、主契約と同一です。

*1 主契約の保険料払込期間によって、お申込みいただける保険期間が異なります。

①主契約の保険料払込期間が60歳払済の場合、特約の保険期間として65歳満期と70歳満期はお選びいただけません。

②主契約の保険料払込期間が65歳払済の場合、特約の保険期間として70歳満期はお選びいただけません。

*2 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済・2年払済・10年払済で、＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞が更新可能な場合、保険期間は終身となります。

*3 「健康祝金特則」を付加した場合、主契約の一部となるため、保険料払込期間は主契約と同一です。ただし、健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日までとなります。「健康祝金特則」の中途解約はできません。

▶▶特約の自動更新について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など** [P.39～41] をご確認ください。

⚠

- ＜三大疾病保険料払込免除特約＞の中途付加はできません。
- 主契約の保険料払込期間が2年払済・10年払済の場合には、特約の中途付加はできません。
- 保険料を前納した期間は、特約の中途付加はできません。
- 主契約の保険料払込期間満了後は、特約の中途付加はできません。

■「指定代理請求特約」(代理人によるご請求)について

給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます。

▶▶詳細は **しおり**「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「特別保険料率に関する特則」について

• 被保険者の健康状態によっては、お申込みの契約(付加可能な特約を含む)のすべて、または主契約・一部の特約について「特別保険料率に関する特則」を付加して割増しされた保険料をお払込みいただくことで、ご契約をお引受けする場合があります。その場合、お申込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申込みのご意向を確認させていただきます。

• <女性特定手術特約> <特定生活習慣病保障特約> <就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約> には、「特別保険料率に関する特則」のお取扱いはありません。ただし、<女性特定手術特約> <特定生活習慣病保障特約> <就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約> に加えて<三大疾病保険料払込免除特約> を付加する場合、<三大疾病保険料払込免除特約> 部分の保険料率のみ「特別保険料率に関する特則」を付加した保険料率となる場合があります。

• 本特則のみを中途解約することはできません。

※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が責任開始期となります。ただし、<女性特定手術特約>の乳房に関する保障、<三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約> のがん(悪性新生物)の保障開始までには、3カ月の **待ち期間** があります。

▶▶保障の開始について、詳細は **注意喚起情報** [P.50] をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶参照 **しおり** 「EVER Prime」について

支払事由などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

主契約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
医療保険 【無解約払戻金】 2020	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を目的として入院したとき	<ul style="list-style-type: none"> 入院日数10日以内の場合、入院給付金日額×10 入院日数11日以上の場合、1日につき入院給付金日額 	<ul style="list-style-type: none"> 支払限度の型： 60日型または120日型 病気・ケガそれぞれ、1回の入院（用語）につき最高60日（120日型は120日）まで 病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで
	手術給付金	①特定手術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×40	<ul style="list-style-type: none"> 一連の手術（用語）については、14日間に1回を限度 支払回数無制限
		②外来による手術を受けたとき（①および④を除く）	1回につき入院給付金日額×5 または 入院給付金日額×10*1	
		③入院中に手術を受けたとき（①および④を除く）	1回につき入院給付金日額×10 または 入院給付金日額×20*2	
	④責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、骨髄幹細胞の採取術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10 または 入院給付金日額×20*2		
放射線治療給付金	病気・ケガの治療を目的とする放射線治療を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10 または 入院給付金日額×20*2	<ul style="list-style-type: none"> 複数回受けた場合、施術の開始日から60日に1回を限度 支払回数無制限 	

*1 「外来手術増額特則」を付加した場合 *2 「入院手術・放射線治療増額特則」を付加した場合

用語

「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日（120日型は120日）を適用します。

疾病入院給付金 疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内
災害入院給付金 に入院（原因が異なる入院も含む）した場合

「一連の手術」とは

つぎの①②両方に該当する手術のことを指します。

- ① 同一の手術を複数回受けた場合
- ② ①の手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合
例：下肢静脈瘤手術（硬化療法）、網膜光凝固術など（2022年3月現在）

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
通院特約 【2020】	疾病通院給付金	疾病通院期間 （用語）中に、つぎの①②③いずれかに該当する通院をしたとき ①主契約の疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった病気の治療を目的とする通院 ②主契約の手術給付金が支払われる手術*1の原因となった病気の治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療の原因となった病気の治療を目的とする通院	1日につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 病気・ケガそれぞれ疾病・災害通院期間中、最高30日まで 病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで
	災害通院給付金	災害通院期間 （用語）中に、つぎの①②③いずれかに該当する通院をしたとき ①主契約の災害入院給付金が支払われる入院の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ②主契約の手術給付金が支払われる手術*1の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院		
三大疾病無制限入院特約 【2020】	三大疾病無制限入院給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん（悪性新生物）、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院*2 ②つぎの（ア）または（イ）いずれかに該当する入院 （ア）主契約で支払われる1回の入院の支払限度日数をこえる入院 （イ）主契約で支払われる入院給付金の通算支払限度日数をこえる入院	特約給付金額×支払事由を満たす入院日数	支払日数無制限
総合先進医療特約 【2012】	先進医療給付金	病気・ケガで 先進医療 （補足）を受けたとき	1回につき先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで
女性疾病入院特約 【2020】	女性疾病入院給付金	女性特定疾病の治療を目的として入院したとき	1日につき女性疾病入院給付金日額	<ul style="list-style-type: none"> 1回の入院（用語）につき最高60日（120日型は120日）まで 通算1,095日まで

*1 骨髄幹細胞の採取術を除きます。

*2 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神科における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

補足

「先進医療」とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状など）および実施する医療機関（所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関）が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用（診察・検査・投薬・入院料など）は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

次ページへ続く▶

用語

「疾病（災害）通院期間」とは

つぎの①および②をあわせた期間

①入院開始日の前日または手術*1もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって、60日以内の期間

②退院日の翌日または手術*1もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間

※入院・手術・放射線治療を2回以上した場合で、疾病通院期間が重複するときは、重複したすべての疾病通院期間の初日から最終日までの期間を同一の疾病通院期間とします。（災害通院期間についても同様です。）

「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日（120日型は120日）を適用します。

女性疾病入院給付金 支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に、同一または医学上重要な関係がある入院をした場合

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
女性特定手術特約	女性特定手術給付金	病気・ケガの治療を目的としてつぎの手術を受けたとき ・乳房観血切除術 (乳腺腫瘍摘出術を含む) ・子宮全摘出術 ・卵巣全摘出術	1回につき 20万円	更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術： 1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術：1回 ・卵巣全摘出術： 1卵巣につき1回ずつ
	乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	1回につき 50万円	更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ
特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保障給付金	【第1回】 つぎの①②③いずれかに該当したとき ①肝硬変または慢性膵炎で入院したとき ②慢性腎不全でつぎのいずれかに該当したとき (ア)永続的な人工透析療法を開始したとき (イ)腎移植術を受けたとき ③糖尿病を原因としてつぎのいずれかに該当したとき (ア)糖尿病性網膜症で網膜または硝子体に対する手術を受けたとき (イ)糖尿病性壊疽で手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)を受けたとき	特約給付金額	1回限り
		【第2回以降第5回まで】 第1回の給付金の支払事由該当日の後に到来する支払事由 該当日の年単位の応当日に被保険者が生存しているとき	特約給付金額 ×50%	4回まで
三大疾病一時金特約〔2020〕	三大疾病一時金	①第1回 つぎのいずれかに該当したとき (ア)初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*1をしたとき (ウ)心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*1をしたとき ②第2回以降 前回の三大疾病一時金のお支払いから1年以上経過後に、つぎのいずれかに該当したとき (ア)がん(悪性新生物)でつぎのいずれかに該当したとき (a)初めてがんと診断確定されたとき (b)上記(a)以外の場合：がんと診断確定されていて、治療を目的として入院をしているとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*1をしたとき (ウ)心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*1をしたとき	1回につき 特約給付金額	・1年に1回を限度 ・支払回数無制限
入院一時金特約〔2020〕	入院一時金	主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき 特約給付金額	支払回数無制限*2

*1 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

*2 複数回入院した場合については、**保障内容に関する注意事項** [P.37](#) をご確認ください。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
介護一時金特約	介護一時金	つぎの①②③いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②日常生活動作における要介護状態*1が180日以上継続したと医師によって診断されたとき ③認知症による要介護状態*2が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	認知症による要介護状態*2が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

*1 「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)(2)両方に該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) つぎの①②いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること
①寝返り ②歩行
(2) つぎの①②③④のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること
①衣服の着脱 ②入浴 ③食物の摂取 ④排泄

※「日常生活動作における要介護状態」の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

*2 「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

- 「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)両方に該当する所定の認知症をいいます。
(1) 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
「見当識障害」とは、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当することをいいます。
(1) 常時、時間の見当識障害があること
・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
(2) 場所の見当識障害があること
・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
(3) 人物の見当識障害があること
・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	就労困難状態Aに該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

- 就労困難状態Aとは、つぎの①②いずれかに該当する状態をいいます。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
②在宅療養	つぎのいずれかに該当する状態 (ア)医師の指示にもとづく在宅療養 医師による治療*1が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含まず)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し*2、自宅などからの外出が困難な状態*3 (イ)特定障害状態 国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に相当するものとして約款に定めた状態 (ウ)障害等級1級または2級に認定 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態*4 *5

- *1 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおおよび柔道整復など)は含みません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。たとえば、再発防止や疾病予防を目的とする投薬のみを行っているケースは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。たとえば、散歩、買い物などの行為は、リハビリに該当しません。
- *2 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。たとえば、アルコール性肝疾患で禁酒の指示が出されているにもかかわらず、飲酒している場合は、治療に専念していることにはなりません。
- *3 「自宅などからの外出が困難な状態」とは、つぎの①および②を満たすものをいいます。
 ①病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅などに制限されていること
 ②上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因にもとづくこと
- *4 国民年金の保険料未納などの特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、アフラックが認めたときは、障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。
- *5 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、「精神障害以外の障害または病状」が障害等級2級に満たない状態を除きます。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金	所定の精神疾患により、就労困難状態Bに該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

精神疾患とは、つぎの状態などを指します。

- 症状性を含む器質性精神障害
- 気分[感情]障害
- 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ※ただし、薬物依存を除きます。
- 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
- 成人の人格および行動の障害

- 就労困難状態Bとは、つぎの①②③いずれかに該当する状態をいいます。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
②国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態*1	
③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態	

特約名称	保障内容	免除事由
三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕	保険料払込免除	つぎのいずれかの免除事由に該当した場合は、その後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。 ①初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*2をしたとき ③心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*2をしたとき

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
健康祝金特約	健康祝金*3	つぎの①②③すべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日*4に被保険者が生存しているとき ②健康祝金支払判定期間*5における入院日数が継続して10日以上入院に対する疾病入院給付金が支払われなかったとき ③健康祝金支払判定期間*5における入院日数が継続して10日以上入院に対する災害入院給付金が支払われなかったとき	1回の健康祝金の支払につき、入院給付金日額×5	被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日まで

- *1 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、精神障害が障害等級2級に満たない状態を除きます。
- *2 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。
- *3 アフラック所定の利率による利息を付けて自動的に据え置きます。所定の利率については、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。
- *4 契約日から起算した3年ごとの年単位の契約応当日のことをいいます。
- *5 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。

補足

この商品には、死亡・高度障害保険金はありません。

保障内容に関する注意事項

詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

医療保険〔無解約払戻金2020〕

疾病入院給付金・災害入院給付金

支払対象	帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 正常分娩のための入院 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院 骨髄幹細胞の採取術のための入院

- 疾病入院給付金と災害入院給付金は**重複してお支払いしません。**
- 疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)した場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通算し、支払限度日数60日(120日型は120日)を適用します。そのため、すでに10日分をお支払いしている場合には、通算した入院日数から10日分を差引いてお支払いします。

手術給付金

●手術料が1日につき算定される手術を受けた場合について

- 手術給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術(「大動脈バルーンパンピング法(IABP法)」など 2022年3月現在)に該当するときは、その手術料の算定開始日に対してのみ手術給付金をお支払いします。

●「特定手術」について

支払対象	<p>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、つぎの「特定手術」</p> <ul style="list-style-type: none"> がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓(臓器の全体または一部)の日本国内で行われた移植手術(臓器移植については、ドナー側は対象外)
------	--

●「外来による手術」や「入院中の手術」について

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 「特定手術」に該当する手術 <ul style="list-style-type: none"> 抜歯 先進医療に該当する場合 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) 切開術(皮膚、鼓膜) 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 異物除去(外耳、鼻腔内) 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲粘膜) 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

●「骨髄幹細胞の採取術」について

支払対象	骨髄幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます)
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 臍帯血幹細胞の採取 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合

放射線治療給付金

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 先進医療に該当する場合

通院特約〔2020〕

支払対象	往診
支払対象外	薬の受取りのみの場合など

- 入院している日については、**疾病通院給付金・災害通院給付金はお支払いしません。**
- 疾病通院給付金と災害通院給付金の両方の支払事由に該当した場合は、**災害通院給付金をお支払いします。**

三大疾病無制限入院特約〔2020〕、三大疾病一時金特約〔2020〕、三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕

●＜三大疾病一時金特約＞＜三大疾病保険料払込免除特約＞の「がん(悪性新生物)の保障開始」について

- がんの保障開始には、3カ月の「待ち期間」があります。**詳細は [注意喚起情報 P.50](#) をご確認ください。3カ月の「待ち期間」の間にごんと診断確定された場合、保険料は免除されません。また、＜三大疾病一時金特約＞および＜三大疾病保険料払込免除特約＞のがんの保障はなくなります。そのため、診断確定の日から6カ月以内に契約者からお申し出があったときは、＜三大疾病一時金特約＞＜三大疾病保険料払込免除特約＞を無効とします。お申し出がないときは、心疾患・脳血管疾患を対象として保障を継続します。

●＜三大疾病無制限入院特約＞＜三大疾病一時金特約＞＜三大疾病保険料払込免除特約＞の対象となる「三大疾病」について

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①がん(悪性新生物)	<ul style="list-style-type: none"> 約款に分類されている悪性新生物 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性新生物は対象になりません。
②心疾患	<ul style="list-style-type: none"> 約款に定める心疾患
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
③脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> 約款に定める脳血管疾患
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

女性疾病入院特約〔2020〕

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 約款に分類されている女性特定疾病
女性特有の病気	切迫流産、妊娠悪阻、卵巣機能障害、子宮体がん、子宮頸部上皮内新生物など
女性がかかりやすい病気	乳がん、関節リウマチ、甲状腺機能低下症、貧血、腎盂腎炎、膀胱炎、下肢静脈瘤など
悪性新生物・上皮内新生物	肺がん、大腸の粘膜内がんなど
支払対象外	正常分娩、美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術など

- 主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する場合は**重複してお支払いします。**

次ページへ続く▶

女性特定手術特約

- **乳房に関する保障開始には、3カ月の「待ち期間」があります。**詳細は [注意喚起情報 P.50](#) をご確認ください。

女性特定手術給付金

支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> • 診断および生検などの検査のための手術 • 両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術 • 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) • 皮膚の切開術
-------	--

- 両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合、給付金は**重複してお支払いしません。**
- 乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。

乳房再建給付金

支払対象外	両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術
-------	--

- 両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金は**重複してお支払いしません。**

特定生活習慣病保障特約

- 第1回の支払事由の複数に該当することとなった場合でも、給付金は**重複してお支払いしません。**

入院一時金特約〔2020〕

- 複数回入院した場合で、主契約によってそれらの入院が1回の入院とみなされる場合は、入院一時金を1回分のみお支払いします。
- 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払事由が重複して生じたときは、その入院の入院日から退院日までを継続した1回の入院として入院一時金を1回のみお支払いします。

就労所得保障一時金特約

支払対象	てんかんと診断され、 就労困難状態A に該当した場合
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> • 働けない状態であっても、約款に定める 就労困難状態A に該当していないとき • 精神障害や妊娠・出産などを原因として 就労困難状態A に該当したとき • 医師の指示がないにもかかわらず、自らの意思で自宅などにとどまっているとき* • 医師による治療を受けている場合でも、外出できる状態のとき* <p>(病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除く)</p>

- * 特定障害状態に該当している場合または障害等級1級・2級に認定されている場合を除きます。
- <就労所得保障一時金特約>の保険期間満了前60日以内に **就労困難状態A** に該当し、保険期間満了後にその **就労困難状態A** が60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。
- ※ **就労困難状態A** については、[P.33](#) をご確認ください。

精神疾患保障一時金特約

支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> • 対象となる精神疾患で、医師の指示にもとづき在宅療養をしている場合 • てんかんと診断され、就労困難状態B に該当した場合
-------	--

- <精神疾患保障一時金特約>の保険期間満了前60日以内に **就労困難状態B** に該当し、保険期間満了後にその **就労困難状態B** が60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。
- ※ **就労困難状態B** については、[P.34](#) をご確認ください。

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

通院特約〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> • 給付金のすべての通算支払限度に達したとき • 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度に達したとき
総合先進医療特約〔2012〕	<ul style="list-style-type: none"> • 通算支払限度に達したとき
女性疾病入院特約〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> • 通算支払限度に達したとき
女性特定手術特約	<ul style="list-style-type: none"> • 給付金のすべての支払限度に達したとき • 支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、アフラックにご連絡ください。)
特定生活習慣病保障特約	<ul style="list-style-type: none"> • 第5回の特定生活習慣病保障給付金の支払事由が当日が到来したとき
入院一時金特約〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> • 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度に達したとき
介護一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> • 介護一時金が支払われたとき
認知症介護一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> • 認知症介護一時金が支払われたとき
就労所得保障一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> • 就労所得保障一時金が支払われたとき
精神疾患保障一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> • 精神疾患保障一時金が支払われたとき

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶解約払戻金について、詳細は [しおり 解約と解約払戻金について](#) をご確認ください。

契約者配当金	この商品には、 契約者配当金はありません。	
解約払戻金	終身払の場合	解約払戻金はありません。
	払済の場合	<ul style="list-style-type: none"> • 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 • 保険料払込期間満了後、解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額をお支払いします。
払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約や特則 解約払戻金はありません。 ● 主契約 医療保険〔無解約払戻金2020〕 払済の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときは、主契約の解約払戻金と同額の払戻金をお支払いします。 	

※ 上記のほか、未経過保険料などがある場合はお返しします。

- 「健康祝金特則」を付加する場合にご注意いただきたいこと
- 払済の場合、保険料払込期間満了後の解約払戻金は入院給付金日額の10倍となりますが、累計払込保険料に比べて大幅に少額となります。
 - 「健康祝金特則」を付加する場合、「健康祝金特則」を付加しない場合と比べて、累計払込保険料と解約払戻金額の差が大きくなります。
 - 払済の場合の累計払込保険料と解約払戻金の推移(例)は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

05 保険料のお払込方法・特約の更新など

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料については「保険料表」(P.11~18)、「設計書」などをご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込免除について、詳細は07 保険料に関する留意事項 (P.44) をご確認ください。

払込期間

保険料払込期間には、「終身払」「60歳払済」「65歳払済」「2年払済」「10年払済」があります。

お払込方法

保険料のお払込方法には、「月払」「半年払」「年払」「前納」があります。

■「前納」について

「前納」のお取扱いについては下記の表をご確認ください。
※下記の表に記載の「更新型の特約」とは、＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞のことをいいます。

前納	保険料払込期間	ご確認いただきたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 全期前納 ● 前納 (2年間・10年間) 	2年払済 10年払済	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年間または10年間分の保険料を、ご契約時にまとめてお払いいただくお取扱いです。 ● <更新型の特約を付加しない場合> ● 「全期前納」となります。 ● <更新型の特約を付加する場合> ● 「前納(2年間・10年間)」となります。更新型の特約の保険料は、前納(2年間)の場合は3年目以降、前納(10年間)の場合は11年目以降もお払込みが必要となります。

▶▶ 保険料払込期間については、02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) (P.26~28) をあわせてご確認ください。

➕補足

保険料払込期間が終身払・60歳払済・65歳払済の場合、前納のお取扱いはありません。

特約の更新

下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。また、＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金などを通算して判定します。

▶▶ 詳細はしおり 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
総合先進医療特約	満80歳以下	10年*	<ul style="list-style-type: none"> ● 満81歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に变更して更新できます。 ● 保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。
女性特定手術特約	満70歳以下	10年*	保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。
	満71歳～満79歳	80歳満期	
	満80歳	更新できません	

* 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となります。

主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払込みいただき継続できます。**特約の保険期間は10年で自動更新されます。その場合、特約保険料のお払込みは年払となります。月払・半年払でご契約の場合、お払込方法は年払へ変更になります。ただし、アフラックの定める範囲で、年払以外のお払込方法もお取扱いいたします。

- 「主契約」＜通院特約＞＜三大疾病無制限入院特約＞＜女性疾病入院特約＞＜特定生活習慣病保障特約＞＜三大疾病一時金特約＞＜入院一時金特約＞＜介護一時金特約＞＜認知症介護一時金特約＞の保険料払込み
ご契約時のまま、保険料は定額です。



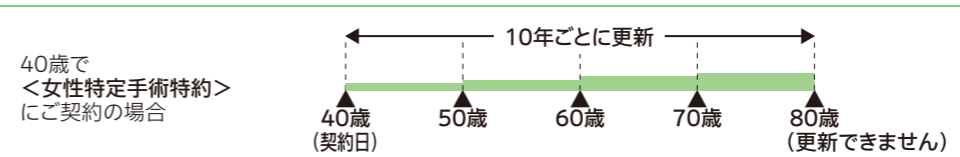
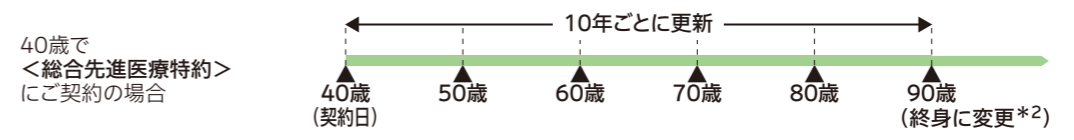
【満期がある特約の保険料払込み】

- <就労所得保障一時金特約＞＜精神疾患保障一時金特約＞
60歳・65歳・70歳の保険料払込期間満了日まで保険料をお払込みいただけます。

【更新がある特約の保険料払込み】

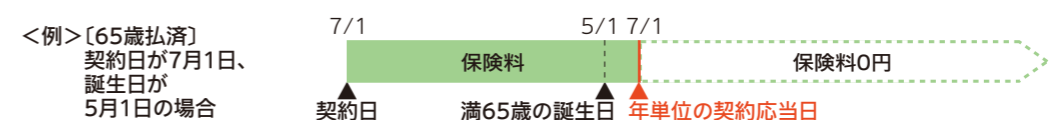
- <総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞
 - 10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
 - 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただけます。

[イメージ図]



終身払*1

- 「主契約」＜通院特約＞＜三大疾病無制限入院特約＞＜女性疾病入院特約＞＜特定生活習慣病保障特約＞＜三大疾病一時金特約＞＜入院一時金特約＞＜介護一時金特約＞＜認知症介護一時金特約＞の保険料払込み
満60歳または満65歳の誕生日以降に迎える最初の**年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。**



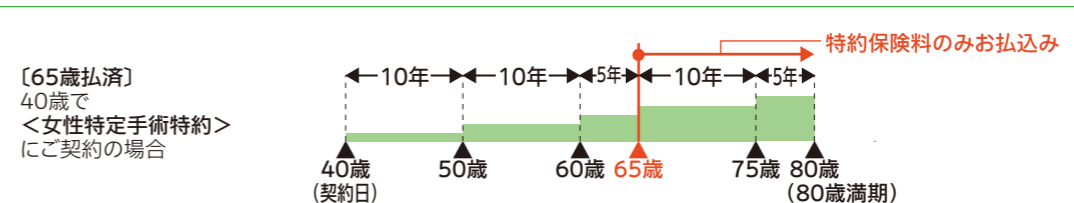
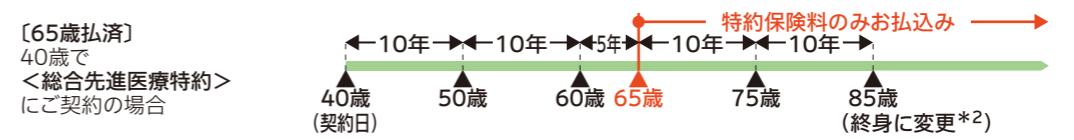
【満期がある特約の保険料払込み】

- <就労所得保障一時金特約＞＜精神疾患保障一時金特約＞
60歳・65歳の保険料払込期間満了日まで保険料をお払込みいただけます。

【更新がある特約の保険料払込み】

- <総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞
 - 10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
 - 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただけます。
 - 主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払込みいただき継続できます。

[イメージ図]



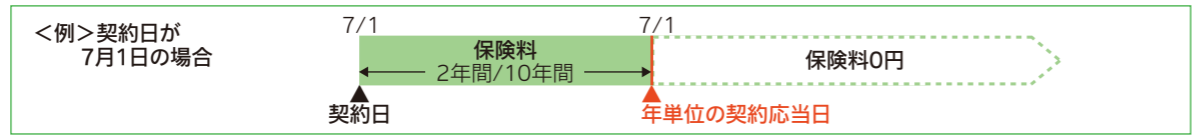
*1 60歳払済

*1 65歳払済

*1 主契約の保険料払込期間

*2 満81歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に变更して更新できます。

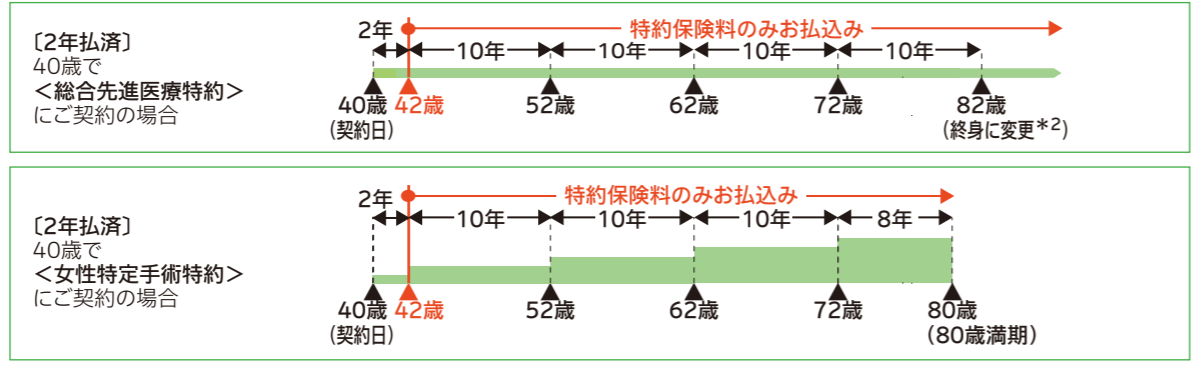
- 「主契約」<通院特約><三大疾病無制限入院特約><女性疾病入院特約><特定生活習慣病保障特約><三大疾病一時金特約><入院一時金特約><介護一時金特約><認知症介護一時金特約>の保険料払込み
契約日から2年後または10年後の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。



【満期がある特約の保険料払込み】
●<就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>
主契約の保険料払込期間満了日まで保険料をお払いいただきます。

【更新がある特約の保険料払込み】
●<総合先進医療特約><女性特定手術特約>
●ご契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。
●主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払いいただき継続できます。
●10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
●更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払いいただきます。

【イメージ図】



●保険料払込期間が2年払済・10年払済の場合、保険料払込期間満了日までの保険料をまとめてお払いいただくこともできます。

全期前納
(2年払済)
(10年払済)

- 「主契約」<通院特約><三大疾病無制限入院特約><女性疾病入院特約><特定生活習慣病保障特約><三大疾病一時金特約><入院一時金特約><介護一時金特約><認知症介護一時金特約>の保険料払込み
保険料払込期間が2年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払いいただきます。
以後の保険料のお払込みはありません。

【満期がある特約の保険料払込み】
●<就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>
保険料払込期間が2年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払いいただきます。
※<総合先進医療特約><女性特定手術特約>のお取扱いはありません。

前納
(2年間)
(10年間)

- 「主契約」<通院特約><三大疾病無制限入院特約><女性疾病入院特約><特定生活習慣病保障特約><三大疾病一時金特約><入院一時金特約><介護一時金特約><認知症介護一時金特約>の保険料払込み
保険料払込期間が2年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払いいただきます。

【満期がある特約の保険料払込み】
●<就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>
保険料払込期間が2年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払いいただきます。

【更新がある特約の保険料払込み】
●<総合先進医療特約><女性特定手術特約>
主契約の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払いいただきます。特約を継続される場合は、前納(2年間)の場合は3年目以降、前納(10年間)の場合は11年目以降に上記更新型の特約保険料のお払込みが必要となります。

*1 主契約の保険料払込期間

*2 満81歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。

補足

- ・ご契約時にまとめてお払いいただいた保険料(前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- ・半年払・年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払込みが不要となった場合には、半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。
- ・前納では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払込みが不要となった場合には、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。
- ・前納は、貯蓄型のプランではありません。したがって満期保険金ではなく、解約された場合もお返りする解約払戻金や未経過保険料などは、前納保険料を下回りますのでご注意ください。
- ・保険料を前納した期間は、給付金などの減額など契約内容の変更が制限されます。

06 保険料お払込みの流れ

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料お払込みの流れは、お払込方法により異なります。なお、<女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始、および<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障開始には、3カ月の**待ち期間**(保障されない期間)があります。

▶▶保障の開始について、詳細は **注意喚起情報 P.50** をご確認ください。

※つぎに記載以外の例についてはお問い合わせください。

【保険料払込方法】第1回保険料のお払込みにはつぎの方法があります。

【契約日】保険料などの計算の基準日(契約年齢は契約日現在の満年齢となります)

【責任開始期】ご契約上の保障を開始する時期

⚠️ <ご注意ください> 「責任開始期に関する特約」の付加の有無、第1回保険料払込方法によって、契約日および保障の始まる日(責任開始期)が異なります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払込みの流れ

※申込日とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

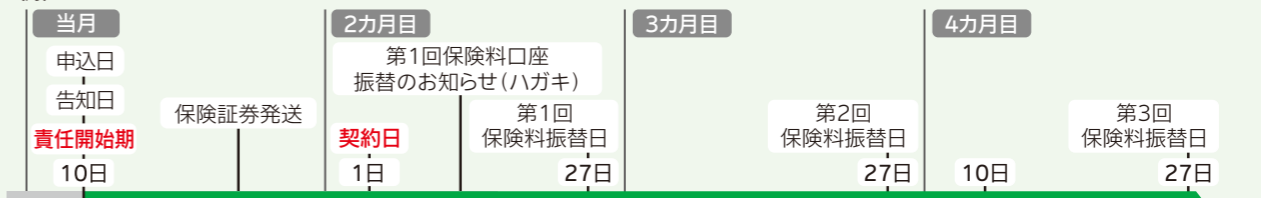
終身払・払済

第1回保険料より、契約者の指定口座から自動振替される場合

●契約日：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日

⚠️ 責任開始期：申込日または告知日のいずれか遅い日

(月払の例) ※半年払・年払の場合はお問い合わせください。



主契約・通院特約・三大疾病無制限入院特約・総合先進医療特約・女性疾病入院特約・特定生活習慣病保障特約・入院一時金特約・介護一時金特約・認知症介護一時金特約・就労所得保障一時金特約・精神疾患保障一時金特約の保障開始

⚠️ 待ち期間3カ月(特約の一部が保障されない期間)
女性特定手術特約の乳房以外の保障、三大疾病一時金特約・三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)以外の保障開始

女性特定手術特約・三大疾病一時金特約・三大疾病保険料払込免除特約の保障

※第1回保険料の口座振替は、アフラックが申込書を受付した日によって異なります。
<契約日が属する月の3営業日目までにアフラックで申込書を受付した場合>
第1回保険料の口座振替は、契約日が属する月となります。
<上記以降にアフラックで申込書を受付した場合>
第1回保険料の口座振替は、第2回保険料とあわせて、契約日が属する月の翌月となります。

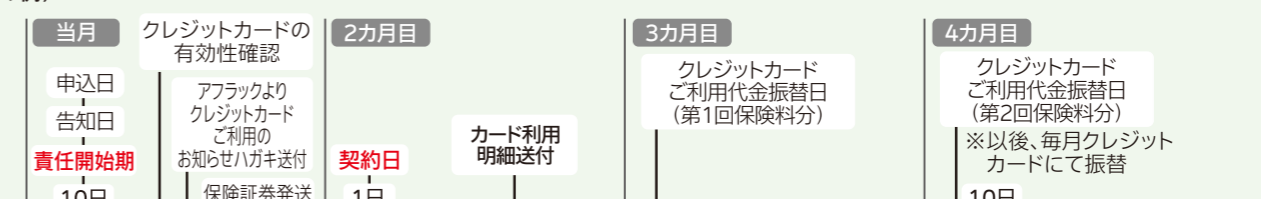
- 保険料振替日は毎月27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- 初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

第1回保険料より、契約者のクレジットカードで保険料をお払込みされる場合

●契約日：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日

⚠️ 責任開始期：申込日または告知日のいずれか遅い日

(月払の例) ※半年払・年払の場合はお問い合わせください。



主契約・通院特約・三大疾病無制限入院特約・総合先進医療特約・女性疾病入院特約・特定生活習慣病保障特約・入院一時金特約・介護一時金特約・認知症介護一時金特約・就労所得保障一時金特約・精神疾患保障一時金特約の保障開始

⚠️ 待ち期間3カ月(特約の一部が保障されない期間)
女性特定手術特約の乳房以外の保障、三大疾病一時金特約・三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)以外の保障開始

女性特定手術特約・三大疾病一時金特約・三大疾病保険料払込免除特約の保障

- クレジットカードご利用代金振替日はご指定のクレジットカード種類により異なります。(クレジットカード会社から2回分をまとめて請求する場合や、請求が発生しない月がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

※前納は「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のみのお取扱いとなります。詳細は、**P.43** をご確認ください。

▶ 次ページへ続く

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払込みの流れ

終身払・払済の場合

＜第1回保険料のお払込みと契約日・責任開始期について＞

第1回保険料は、アフラック指定の口座にお払込みいただきます。

● 契約日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日の翌月1日

▼ 責任開始期：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日

＜第2回以後の保険料のお払込みについて＞

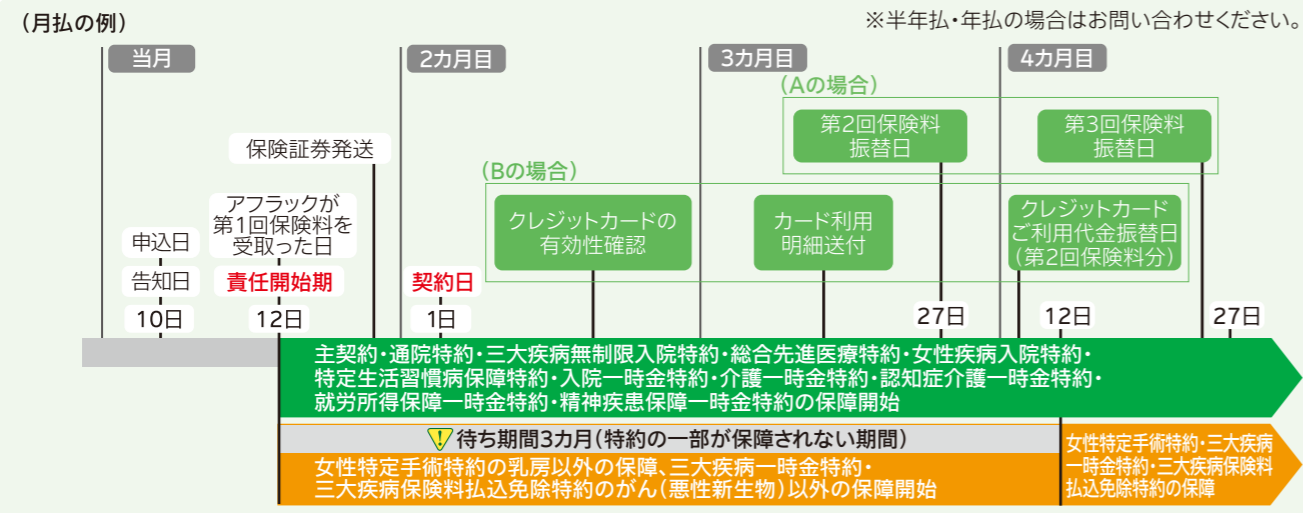
第2回以後の保険料のお払込経路はつぎの2種類からお選びいただけます。

A. 契約者の指定口座からの自動振替によるお払込み

● 保険料振替日は振替月の27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

B. 契約者のクレジットカードでのお払込み

● クレジットカードご利用代金振替日はご指定のクレジットカード種類により異なります。(クレジットカード会社から2回分をまとめて請求する場合や、請求が発生しない月がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

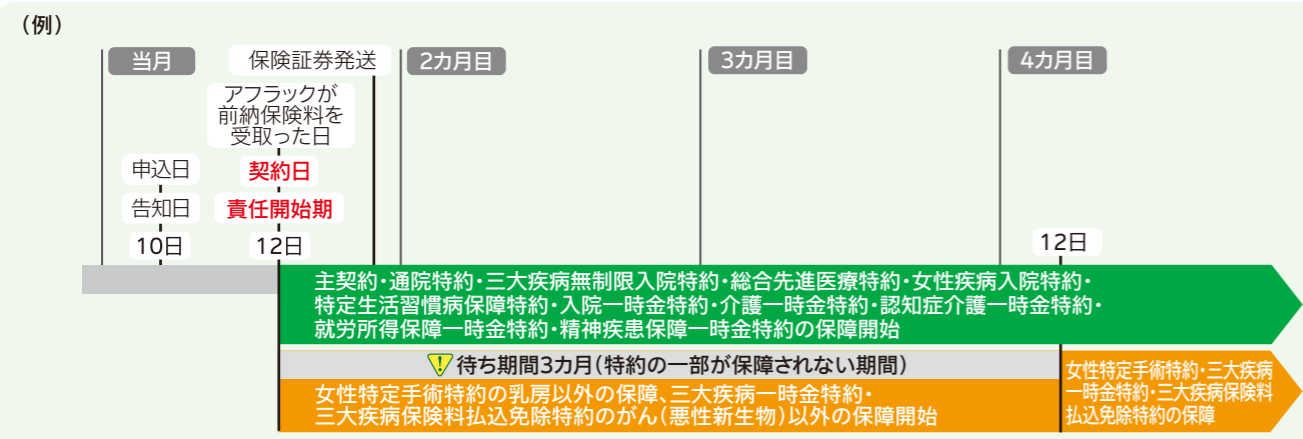


前納の場合

前納保険料は、アフラック指定の口座にお払込みいただきます。

● 契約日：告知日またはアフラックが前納保険料を受取った日のいずれか遅い日

▼ 責任開始期：告知日またはアフラックが前納保険料を受取った日のいずれか遅い日



補足

- ・ 責任開始期から契約日の前日までの間に給付金などの支払事由に該当した場合、または保険料のお払込みの免除事由が生じたときは、責任開始期を契約日とします。保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ・ 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- ・ 保険料のお払込経路には、上記のほかに、「勤務先などの団体や集団を通じてのお払込み(団体取扱特約・集団取扱特約・特別集団取扱特約、以下「団体取扱」)」があります。団体取扱はお申込み時のお取扱いがありませんが、ご契約後にお払込経路を変更することでお取扱いが可能な場合があります。具体的なお手続きについては、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

07 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

- 所定の高度障害状態になった場合、または不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になった場合は、その後の保険料のお払込みを免除します。

▶▶ 詳細は [しおり](#) 「EVER Prime」のお支払について をご確認ください。

＜特定生活習慣病保障特約＞について

支払事由に該当した場合は、＜特定生活習慣病保障特約＞について、その後の保険料のお払込みは不要となります。なお、支払事由該当後は、この特約のみの解約および減額はできません。ただし、支払事由該当後であっても、主契約が消滅または失効した場合は、本特約も同時に消滅または失効します。

＜三大疾病保険料払込免除特約＞について

＜三大疾病保険料払込免除特約＞を付加すると、三大疾病で所定の状態になった場合、以後の主契約および特約の保険料のお払込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

※＜三大疾病保険料払込免除特約＞を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も＜三大疾病保険料払込免除特約＞を付加した保険料となります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、＜三大疾病保険料払込免除特約＞を解約することができます。解約後の保険料は＜三大疾病保険料払込免除特約＞を付加していない場合の保険料になります。

▶▶ 詳細は [しおり](#) 「三大疾病保険料払込免除特約」について をご確認ください。

累計払込保険料について

- ＜介護一時金特約＞＜認知症介護一時金特約＞＜就労所得保障一時金特約＞を付加した場合、ご契約内容(「特別保険料率に関する特則」の付加の有無を含む)や経過年数などによっては特約給付金額が特約の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。
- 一般的に同一の保障内容の場合、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が累計払込保険料は少なくなりますが、契約年齢等一部の条件下においてこれが逆転する場合があります。

08 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。
- 被保険者の健康状態やお仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。また、健康状態によって主契約またはそれぞれの特約について「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引受けできる場合があります。

特別条件特則*	特定疾病・部位不担保法	アフラックが指定した特定の疾病・部位について所定の期間、保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
	特定高度障害状態不担保法	高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
特別保険料率に関する特則		割増しされた保険料をお払込みいただくことでご契約をお引受けするものです。

* 主契約に特定高度障害状態不担保法による特別条件特則が付加されている場合は、特約にも本特則が付加され特定高度障害状態不担保法が適用されるものとします。

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 下記の契約の限度のほか、被保険者お一人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。
一部の通算限度については下記に記載していますが、詳細は募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度
主契約 医療保険 〔無解約払戻金2020〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院給付金日額 1契約につき、20,000円まで(5,000円以上、1,000円単位) ※契約日の年齢が満40歳以上の方は、入院給付金日額3,000円以上 ※契約日の年齢が満71歳以上の方は、入院給付金日額10,000円まで、未就学のお子さまは入院給付金日額5,000円までとなります。 ※その他、お仕事の内容によっては5,000円までとなる場合があります。
通院特約 〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 通院給付金日額 主契約の入院給付金日額と同額または10,000円のいずれか小さい額まで(1,000円以上、1,000円単位)
三大疾病 無制限入院特約 〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 主契約の入院給付金日額と同額(固定)
総合先進 医療特約 〔2012〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 1契約につき、1特約のみ ※アフラックの先進医療の特約は、被保険者お一人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
女性疾病 入院特約 〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性疾病入院給付金日額 5,000円のみ(固定) ※主契約の入院給付金日額が5,000円未満の場合はご契約いただけません。 ● 1契約につき、1特約のみ ※アフラックの女性の入院に関する特約は、被保険者お一人につき通算して1特約のみご契約いただけます。

主契約・特約名称	契約の限度
女性特定 手術特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 1契約につき、1特約のみ ※アフラックの女性の手術に関する特約は、被保険者お一人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
特定生活習慣病 保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 主契約の入院給付金日額の200倍または200万円のいずれか小さい額まで(30万円以上、10万円単位)
三大疾病 一時金特約 〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 主契約の入院給付金日額の200倍または200万円のいずれか小さい額まで(30万円以上、10万円単位)
入院一時金 特約 〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 主契約の入院給付金日額の20倍または10万円のいずれか小さい額まで(3万円以上、1,000円単位)
介護一時金 特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 1契約につき、500万円まで(30万円以上、10万円単位)
認知症介護 一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 1契約につき、500万円まで(30万円以上、10万円単位)
就労所得保障 一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 1契約につき、200万円まで(30万円以上、10万円単位)
精神疾患保障 一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 1契約につき、100万円まで(30万円以上、10万円単位) ※<就労所得保障一時金特約>と同時にお申込みいただく場合に限り付加可能

● 苦情・相談・照会について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談・照会については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶ 詳細は [注意喚起情報 P.55](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2





ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

P.47~56

01	反社会的勢力に該当する場合	47
02	告知義務	48
03	クーリング・オフ制度	49
04	保障の開始	50
05	お支払いできない場合	51
06	給付金などのご請求	51
07	ご契約の無効および失効・復活	52
08	解約と解約払戻金	53
09	新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し	53
10	契約内容の見直し方法	54
11	保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	55
12	苦情・相談・照会の窓口	55
13	税金のお取扱い	56
14	その他ご確認いただきたい事項	56

注意喚起情報で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、特にご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など 補足事項 を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の 専門用語 などについて記載しています。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 *2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務

▶参照  しおり お申込にあたって

02

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります。(これを「告知義務」といいます。)
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの職員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- 「特別条件特則」を付加することで条件付でお引受け
- 「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増ししてお引受け
- 一部保障のみをお断り
- お申込みをお断り

※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

※お引受けについては、アフラックよりお客さまにご連絡いたします。

※「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」を付加してご契約をお引受けする場合、お申込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申込みのご意向を確認させていただきます。



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき**
- **責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する約款所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「**解除**」とは 保険期間の途中でご契約を消滅させること

03 所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

●契約者(ご契約を申込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、申込まれたご契約の**撤回** **用語** またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

- 1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日
- 2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受取った日」のいずれか遅い日

●お申込みの撤回などをした場合には、お払込みいただいた金額をお返します。

【お申込みの撤回などの方法】

上記の期間内にアフラックホームページから撤回などのお申し出を送信していただくか、またはアフラックあてに郵便により文書を送付してください。

●アフラックホームページよりお申込みの撤回などをする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

●郵便によりお申込みの撤回などをする場合

※ハガキなどの書面に下記の<記入項目>をきれいに記載してください。書式は自由です。

<記入項目>

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回などの理由および撤回などをしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

<郵送先>

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

こちらから
アクセス



つぎの場合には、
お申込みの撤回などができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

●「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取下げること

04 申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

<女性特定手術特約>の乳房に関する保障、および<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障には、「責任開始期(日)」までの**待ち期間**があります。アフラックがご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

A	待ち期間 がある	<ul style="list-style-type: none"> ・<女性特定手術特約>の乳房に関する保障 ・<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障
B	待ち期間 がない	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の保障

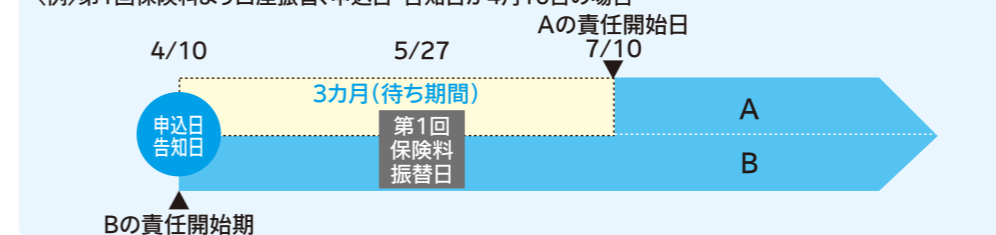
1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

責任開始期(日)

Aの保障:「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**

Bの保障:「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日

<例>第1回保険料より口座振替、申込日・告知日が4月10日の場合



※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

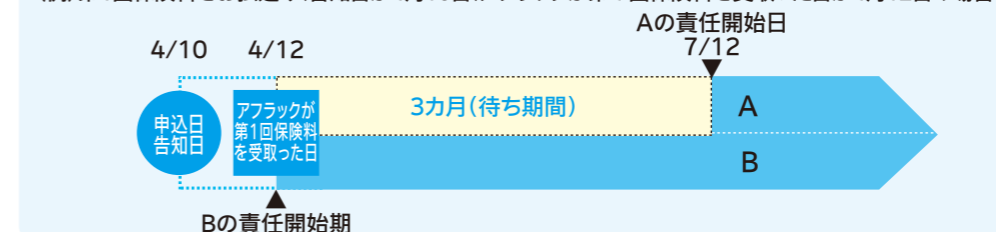
2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

責任開始期(日)

Aの保障:「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受取った日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**

Bの保障:「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受取った日」のいずれか遅い日

<例>第1回保険料をお払込み、告知日が4月10日、アフラックが第1回保険料を受取った日が4月12日の場合



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います。)

お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

05

給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期(日)より前に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合
 - 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
 - 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 **用語** している場合
 - 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
 - 給付金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
 - 免責事由に該当した場合
〈例〉原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- 上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。
▶▶詳細は **契約概要** [P.29~37] のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金などのご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

06

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などのお支払可否についての判断およびお支払手続きについてはアフラックにて対応します。
- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が発生した場合に加え、お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合などについても、以下の方法でお問い合わせください。

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金

検索



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 **通話料無**

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く)
9:00~17:00<24時間自動音声応答サービス
給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

- 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない)

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は左記連絡先までご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要** [P.29~37] のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合の具体例は、アフラックホームページに掲載していますのであわせてご確認ください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>

- 給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます。
▶▶詳細は **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

07

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効となる場合があります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は無効となります。
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加しただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は失効となります。

▶▶詳細は **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

- 失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知と必要な保険料のお払込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- ご契約の復活をアフラックが承諾した場合には、告知日またはアフラックが必要な保険料を受取った日のいずれか遅い日から、ご契約上の保障が開始されます。(ただし、待ち期間(3カ月)のある保障で、待ち期間中に復活の手続きが完了した場合は、待ち期間後の保障が始まる日(責任開始日)から保障が開始します。)なお、復活の際も **02 告知義務** [P.48] の内容が適用されますのでご注意ください。

解約と解約払戻金

▶▶参照 [しおり](#) [ご契約後について](#)08 解約払戻金の有無は
保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
 - 生命保険は預貯金などとは異なり、お申込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、全くないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
 - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特にご契約後、短時間で解約されたときの解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については [契約概要 P.38](#) をご確認ください。
 - ご契約を解約すると、それに付加された特約・特則も同時に解約となります。
 - 解約払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
- ▶▶詳細は [しおり](#) [解約と解約払戻金について](#) をご確認ください。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し

▶▶参照 [しおり](#) [お申込にあたって](#)09 乗り換えや見直しは、契約者にとって
不利益となる場合があります。

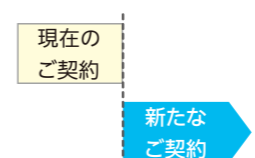
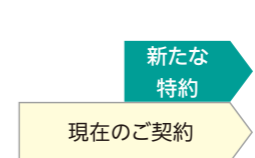
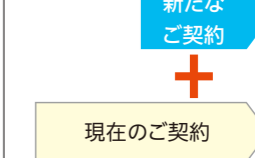
「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- お申込みする商品のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約や減額されたご契約をもとに戻すことはできません。
- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短時間で解約された場合の解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります。**
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**
- 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合は、あらかじめ告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。** また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶▶詳細は [02 告知義務 P.48](#) をご確認ください。
- お申込みする商品の責任開始日から一定期間、給付金などのお受取りができない場合があります。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率などは現在ご契約の保険契約とお申込みする商品とでは異なる場合があります。
- お申込みする商品の責任開始日前に現在ご契約の保険契約を解約した場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
- 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しを行う際は、現在の契約内容(特約を含む)と新たなお申込み内容(特約を含む)との比較など、契約者ご自身で内容をご確認いただく必要があります。

契約内容の見直し方法

10 契約内容を見直す場合、以下の見直し方法があります。

	条件付解約	特約の中途付加	追加契約
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 
現在のご契約	消滅します*1	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、 <u>保険料が引き上げられることがあります。</u>	被保険者の満年齢*2、保険料率*3により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお申込みいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお申込みいただきます。

*1 新たなご契約の責任開始期の属する日の前日に解約となります。

また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします。(新たなご契約に充当はされません。)

*2 主契約の保険料払込期間が終身払の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります。(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢。)

*3 中途付加日時点における保険料率となります。

- いずれの方法をご利用いただく場合もあらかじめ告知が必要になるため、被保険者の **健康状態などによっては、ご利用できない場合があります。**



現在ご契約の医療保険の種類や内容によってはお取扱いできない場合があります。

各医療保険の見直し方法の詳細については、[アフラックホームページ](#)をご確認いただくか、[アフラックコールセンター](#)または[募集代理店](#)にお問い合わせください。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

11 アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。
- ▶▶詳細は **しおり** 「生命保険契約者保護機構」についてをご確認ください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始は除きます。

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

苦情・相談・照会の窓口

12 お客さまの苦情・相談・照会をお受けします。

- 保険に関する苦情・相談・照会などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

0120-555-027 受付時間 月～金および第2・4土曜日：9:00～17:00
(祝日・年末年始は除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな苦情・相談・照会をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

税金のお取扱い

▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

13 この商品の保険料は生命保険料控除の対象となります。

保険料について

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の主契約の保険料は、「健康祝金特則」を付加しない場合「介護医療保険料控除」、「健康祝金特則」を付加した場合「一般生命保険料控除」の対象となります。特約の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。
- ※前納の場合、保険料払込期間の満了日までの間、契約応当日ごとに充当されるその年の保険料が、毎年の生命保険料控除の対象となります。

各給付金について

- 受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。なお、健康祝金の受取人は契約者となり、所得税(一時所得)の対象となります。

※2022年4月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

その他ご確認いただきたい事項

14 ご契約前に必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 募集代理店および生命保険募集人は、本商品による引受保険会社からの給付金などのお支払いを保証することはありません。

他のお取引への影響について

- 本商品に関するお客さまのお取引が、銀行などにおけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。

お申込みのお手続きなどでご留意いただきたいことから

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。
- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際には、アフラック所定の振込依頼書の控えをお受取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みの際に「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

2

ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

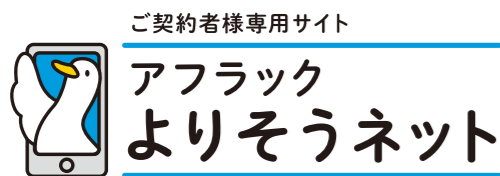
02 乳幼児医療費助成制度

お子さま(乳幼児)が医療機関で治療などを受けた際に、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

03 ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます



ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

スマホは
こちらから



ご登録者さま限定
ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
提供元:(株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします!
※本サービスは、診断その他の医療行為を
提供するものではありません。

月10回まで
相談無料

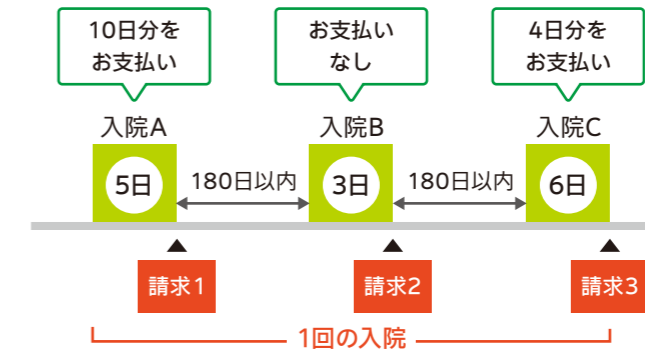
[Q&A] いろいろな疑問にお答えします。

Q1

病気で入院をした際に、1度退院して、また入院をしました。
入院給付金は、どのように受取れますか。

A1

前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、同一の病気であるか否かにかかわらず、「1回の入院」とみなされ、疾病入院給付金は以下のようにお支払いします。



請求1 10日分の入院給付金をお支払いします。

請求2 請求2時点での通算入院日数は8日間です。
請求1で10日分の入院給付金をお支払いしているため、お支払いしません。

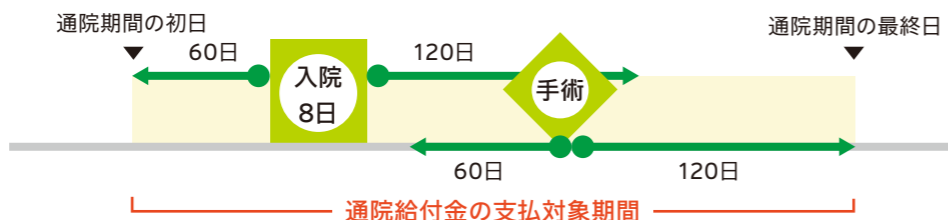
請求3 請求3時点での通算入院日数は14日間です。
請求1で10日分の入院給付金をお支払いしているため、4日分をお支払いします。

※女性疾病入院給付金には10日分の一律支払いはありません。

女性疾病入院給付金の支払事由や「1回の入院」について、詳細は [契約概要 P.23~46](#)
[注意喚起情報 P.47~56](#) をご確認ください。

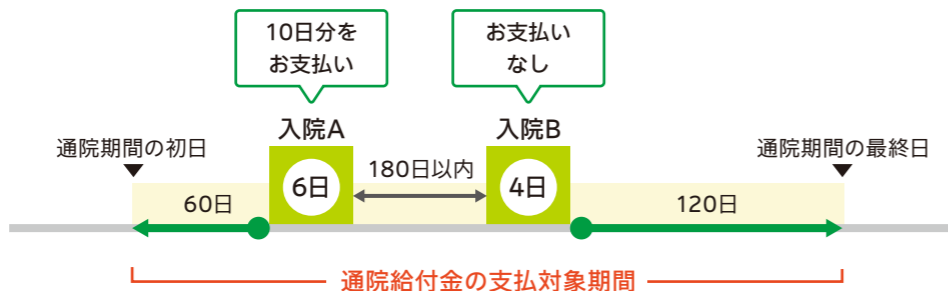
Q2 病気で入院した後、外来で手術をしました。通院給付金の支払対象期間はどのようになりますか。

A2 「入院」・「手術」・「放射線治療」を2回以上した場合で、疾病通院期間が重複するときは、重複したすべての疾病通院期間の初日から最終日までの期間が通院給付金の支払対象期間となります。



参考 複数回入院をした場合で、それらの入院が「1回の入院」とみなされるときは、**疾病（災害）通院期間**

主契約で「1回の入院」とみなされる場合、退院後の通院期間は最終の入院の退院日の翌日から起算します。（最初の入院時点で10日分の入院給付金が支払われたことにより、2回目以降の入院で入院給付金の支払いがされない場合を含みます。）



Q3 女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病にはどのような病気が該当しますか？

A3 以下の病気が該当します。

- 女性特有の病気** 切迫流産・妊娠悪阻・卵巣機能障害・子宮体がん・子宮頸部の上皮内新生物・子宮の良性新生物 など
- 女性がかかりやすい病気** 乳がん・関節リウマチ・甲状腺機能低下症・貧血・腎盂腎炎・膀胱炎・下肢静脈瘤・パセドウ病 など
- すべてのがん・上皮内新生物**

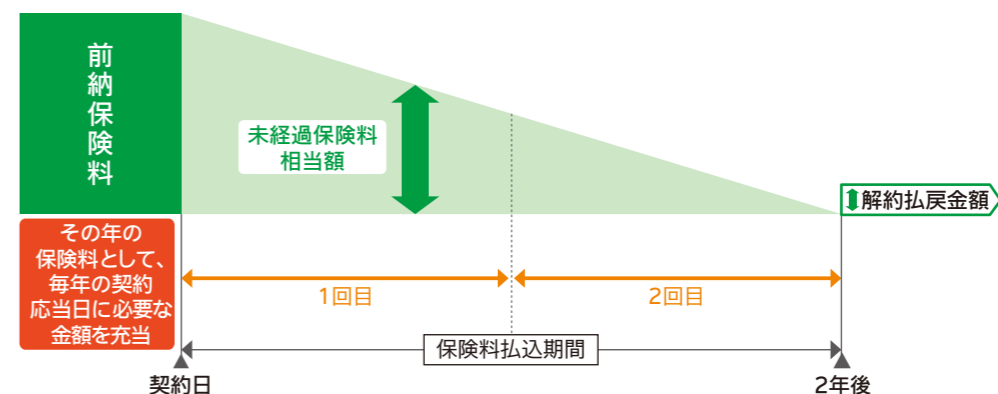
- 正常分娩や美容上の処置などはお支払いの対象外となります。
- 女性疾病入院給付金の対象となる疾病については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q4 保険料の前納とは何ですか？

A4 「前納」とは、ご契約時にまとめて保険料をお払込みいただくお取扱いです。

前納保険料にはアフラック所定の前納割引率が適用されるため、年払保険料の払込総額に比べ、保険料負担が小さくなります。前納保険料は、払込んだ時点で全額を保険料として充当するのではなく、毎年の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当し、残りの部分は未経過保険料として各々の充当すべき期日までアフラックが預かりします。保険料払込期間中に解約された場合、保険料として充当しない金額（未経過保険料）をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払込みがともに完了した後に解約された場合は、入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金をお支払いします。
 ※特約には、解約払戻金はありません。
 ※更新のある特約を付加する場合、主契約の保険料払込期間満了後も保険料のお払込みが必要となります。

<イメージ図> 保険料払込期間2年払済の場合



<契約者に万一のことがあった場合について>

契約者と被保険者が同一の場合：

保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、未経過保険料などがある場合はお返しします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払込みがともに完了した後に死亡した場合は、入院給付金日額の10倍と同額の払戻金をお支払いします。このとき、払戻金や未経過保険料などは、相続財産として相続税の評価額の対象となります。（払戻金や未経過保険料などはみなし相続財産に該当しないため、非課税の適用はありません。）

契約者と被保険者が別人の場合：

契約者としての権利を相続（被保険者に名義変更）することで、被保険者の保障は一生継続します。保険料払込期間中に契約者が死亡した場合は未経過保険料相当額などが、保険料払込期間満了後に契約者が死亡した場合は解約払戻金相当額が相続財産としての評価額の対象となります。

※2022年2月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。詳細は所轄の税務署または税理士にご確認ください。

